

第一類 第四十回国会

法務委員会議録 第十一号

昭和三十七年三月二日(金曜日)

午前十時十九分開議

出席委員

委員長

河本 敏夫君

理事小島

理事稻葉

修君

徴三君

理事林

博君

審索君

理事井伊

誠一君

理事坪野

理事松井

誠君

有田

喜一君

池田

清志君

俊樹君

岸本

義廣君

元治君

松本

一郎君

阿部

猪俣

浩三君

鈴木

志賀

義雄君

義男君

出席國務大臣

植木庚子郎君

法務大臣

濱本

一夫君

檢査官

河本委員長

委員外の出席者

参考人

橋本助教

参考人

千葉地方裁判所判事

参考人

白石

健三君

参考人

長野

潔君

参考人

昌三郎君

参考人

橋本公亘君

参考人

綿貫芳源君

参考人

中央大学教授

参考人

東京教育大学教授

専門員

小木貞一君

出席委員

出席政府委員

出席國務大臣

参考人

参考人

出席委員

出席政府委員

出席國務大臣

参考人

り、訴願前置主義がいろいろ弊害をもたらしております。現行の訴願制度がはなはだ不備、不統一であるために、必ずしも国民にとっては訴願できる事項であるか、またいかなる行政府に訴願すべきであるかという点が明らかでないこと、その他訴願期間がいろいろまちまちになつておりますために、必ずしもこの訴願前置といふことが効用を果たしていないので、むしろ司法救済を阻害するという効能を果たしておるために、この法案では訴願前置主義を廃止するという建前をとつたわけであります。

そこで、私の意見を申し上げることにいたしたいと思いますが、この問題は、行政救済をいかに整備するか、それからまた司法救済の実態がどうあるか、この両者を考え合わせて初めて結論が出ることであろうと思います。もしも現在の訴願制度がそのまま残るとするならば、訴願前置主義は廃止すべきであります。しかしながら、行政救済制度が完備せられるならば、訴願前置主義は残してもいいのではないかといふように考えるわけであります。法制審議会行政訴訟部会の小委員会の少數意見におきまして、本法案の建前とは逆に、訴願前置主義を原則として残して、その例外を認めるという建前をとつております。もつともこれは立法技術の問題でありますし、おそらく究極的にはそれは大きな差異はないと思いますが、いすれを原則としていずれを例外とするかによって多少の差異が起ることは、疑うことはできな

制定されたたといたしますれば、訴願前置主義にいか
度が非常に改善されるわけでありますから、私は、前置主義をとつて、その例外を定めるという形でいいのではないか、こういふうに考えます。
それでは、一体訴願前置主義にいかなる効能があるか、いかなる機能を果たしておるかといふようなこと、さら
に訴願前置主義をとるべき理由といふようなことについて少しく述べてみますと、まず第一番に、私どもは能率的行政といふこともやはり尊重しなければならない。処分をして、行政府あるいはその上級行政府に一度反省する機会を与えるということは、やはり一つの意味があることであろうと思います。それから第一に、行政府にはそれを特殊専門的な知識がありますから、その知識を活用するということも十分理由があることであらうと思います。
第三に、この訴願前置主義をとることによって、司法裁判所の負担が大幅に軽減されるということを考えられるわけであります。現在でも、司法裁判所は事件の増加に悩んでおりまして、必ずしも司法救済の実態は私どもを満足させるものではないわけでありますから、これ以上事件を増加させるような形での解決の仕方、訴願前置主義を撤廃して、訴願と訴訟とを併置させると、いう行き方に、多少の危惧の念を感じます。従つて、私は、この点について訴願前置主義を原則としてもいいのではないか、これが重要であらうと思うのであります。従つて、私は、この点について訴

ないかと思うのであります。先ほどの申しましてように、この点について私は、この制度でそのまま制定されることは、差しつかえないと私は思っています。ところは、本質的に考えますと、いろいろ問題がないわけではありませんけれども、一応この第八条のままで立法されたとしても、将来各種の法律の整備によってこの弊害も是正することが可能ですか、一応私の疑問点として、この第八条について申し上げるにどめたいと思います。

その次に第二の疑問点として、内閣総理大臣の異議の問題であります。現行法ですと第十条第一項ただし書きであります、この法案では第二十七条に詳しく規定せられております。私は、この内閣総理大臣の異議の制度は、非常に疑問を抱くものであります。その疑問点を少し申し上げておきたいと思います。

まず第一番に、このような制度がはたして必要であるかどうかという疑問であります。この内閣総理大臣の異議の制度を設けないでも、けつこう問題が解決できるのではないか。と申しますのは、法案の第二十五条第六項で執行停止の決定について不服申し立ての制度が用意されております。従つて、内閣総理大臣の異議の制度を設かないでも問題は解決できるだらうと思います。

それから第二の疑問点として、裁判所の権限を内閣総理大臣が持えるといふような制度の建前に疑問を感じるから、行政の最高責任者に異議権を認めたら、こういうふうになつております。

すが、ともかくも裁判所に与えられた権能を内閣総理大臣の異議によって制約するという建前は、制度のあり方としてはどうも奇妙なものではなかろかと思います。

第三の疑問点として、内閣総理大臣の異議の乱用が行なわれることはなかなかあるかということになります。提案者の説明によりますと、そういうおそれはない。というのは、内閣総理大臣が、次の通常国会で報告すべき義務を設けて、通常国会で報告するから、という説明になつております。提案者が、はたして内閣総理大臣が、次の通常国会で報告するといふことだけを主張を防止することができるかどうかに疑問を感じるのです。結局のところ、この規定は、裁判所に対する不信心の表明といふことに連なると田中氏の例がないといふうな、いろいろな点から考えますと、これまたこの制度に私は疑問を感じるのであります。

なお、二、三のこまかい点の疑問点をもう少し申し上げますと、これはほんとはだこまかいことになりますが、第三条の抗告訴訟の定義規定のところであります。この法案の建前によりますと、第一項で「抗告訴訟」とは、行政庁の公権力の行使に関する不服の訴えをいふ。第二項から第五項に至るまで「処分の取消しの訴え」、「無効等確認の訴え」、「不作為の違法確認の訴え」、この四つを示例的に掲げてあります。よく読めば、これ以外にも抗告訴訟がある。「一項ないし五項に掲げておる訴え以外にも抗告訴訟があることはわかるのであ

りますが、規定の仕方は必ずしも明瞭ではない。提案者の説明によりますと、抗告訴訟をこれら四つの訴訟に限定する趣旨ではない、そういう説明をしながら、これ以外にどのような訴訟が認められるかを明らかにしないで、かりにそのような訴訟が認められるとすれば、これを抗告訴訟とする趣旨である、こういふうに説明をばかしておられます。結局のところ、将来の判例の発展に待つ趣旨であるわけであります。そういたしますと、当然疑問として提示せられるのはたとえば義務づけ訴訟というようなものが認められるか、処分権不存在確認訴訟といふものが認められるかといふような、いろいろな形での抗告訴訟の可能性が問題になってくるわけであります。これでも決して悪いとは申しませんが、この法律案の趣旨が、できるだけ疑義を解消するということにあつたことから考えますと、どうも必ずしも十分であるとは言えない。多少の疑問を感じるのであります。もし、はつきり規定ができるなら規定してもよかつたのではないかと思います。もつとも現在のことろ、わが国では、この問題について学説、判例とも熱してはおりませんから、なお将来の展開を待つということで一応立法せられてけつこうではありますが、一応の疑問として提示しておきたいと思います。

放送無線局の免許があつたといたします。その期間は三ヵ年で、再免許がでるということになつておりますが、かりに再免許が拒否されたといなしますと、執行停止だけではどうにもならない。ここでたとえば、かりの地位を定める仮処分というようなものができる、放送無線局をそのまま事業を継続することができるわけであります。こういうような点等いろいろ考えてみると、公法上の仮処分といふようなことを考えてもいいのではないかろうか、こういふうに思います。

最後に、私は総括的に一応まとめてみますと、多少の疑問はあるが、本法案全体としては、私はこれに賛成であります。そして本法制定にあたり、同時に訴願制度の改正について、ぜひこの行政不服審査法の制定を実現せられんことを期待するものであります。ついでながら申しますと、その後の問題として、行政手続法の制定について、さらには将来お考えを願いたいと思うのであります。

もう一つつけ加えて申しますと、司法救済の実効性を高めると、いろいろについて意を用いていただきたいと思うのであります。現在、裁判が遅延し、著しく行政訴訟件数は少ないのですが、まして、日本では、大体第一審の裁判所に年間一千件余りの事件が提起されております。ところが、これをたとえばドイツの例で見てみますと、連邦行政裁判所の年間に処理する事件は、約三千ないし四千件であります。これは連邦行政裁判所ですが、邦の第一審裁判所が年間に処理する事件が約五万件

放送無線局の免許があつたといたします。その期間は三ヵ年で、再免許ができるということになつておりますが、かりに再免許が拒否されたといなしますと、執行停止だけはどうにもならない。ここで「たとえば、かりの地位を定める仮処分」というようなものができますれば、放送無線局をそのまま事業を継続することができるわけであります。こういうよろくな点等いろいろ考えてみますと、公法上の仮処分といふようなことを考えていいのではなかろうか、こういふうに思います。

であります。そのほかに労働裁判所、社会保険裁判所、財務裁判所等で數々の事件が処理されております。これに比較いたしますと、日本の司法裁判所に提起せられる行政訴訟事件のはあまりにも少ないので、ドイツの準備されるかも知れなければ、現在判官あたりは驚いておりますが、ことといった点を考えてみますと、なるほど行政事件訴訟法というような法律が整備されるのは間違いないけれども、現在の司法裁判所の体制は必ずしも十分ではないのであって、今後この点についても国会においてお考え願いたいと田うのであります。

以上で私の意見の陳述を終わります。

であります。そのほかに労働裁判所、社会保険裁判所、財務裁判所等で數々万件の事件が処理されております。これに比較いたしますと、日本の司法裁判所に提起せられる行政訴訟事件の数はあまりにも少ないのですが、ドイツの場合は判官あたりは驚いておりますが、こゝにいつた点を考えてみますと、なるほど行政事件訴訟法というような法律が整備されるかもしれないけれども、現在の司法裁判所の体制は必ずしも十分ではないのであって、今後この点についても国会においてお考え願いたいと申す。

以上で私の意見の陳述を終わります。

訴願前置主義の問題でございます。八
条の問題でございますが、この訴願前
置主義が原則として廃止されたとい
う点につきましては、私も橋本先生同
様、若干の疑問を持つておるものでござ
ります。と申しますのは、もちろん
現行の訴願法その他を前提として、そ
れが不備なものである。従つて、この
訴願前置主義は国民の権利救済を妨げ
ているということは事実でございます
が、このことから直ちに理論として訴
願前置主義一般がいけないというふ
うになります。少し理論展開が行過ぎて
いるのではないか、飛躍があるのではないか
などといふように考えられます。従
いまして、私がここで申し上げること
は、訴願と言いますか、行政機関によ
る不服審査、これが整備された後の段
階におきまして、一體訴願前置主義と
いうものを置くことがいいのか悪いのか
かといふふうな観点から考えてみるわ
けでございます。そういたしますと、
訴願前置主義が持つておる長所とい
うようなものは、先ほどこれもすでに橋
本さんからお話をあつた点でございま
すので、私も繰り返す必要はないと思
いますが、大体専門的な知識を活用す
るとか、あるいは裁判所の負担を軽減
するとか、能率的な行政の運営をはか
るというふうな点に集約されるだろ
う、こう思うわけです。もつとも、こ
の点につきまして、わが国の裁判所
は、それほど行政事件の負担の過重に
悩んでいないのではないかといふ
うな疑問もございますが、これはなる
ほど現在はそうでございますが、あと
でも申し上げますように、今後のわが
国における行政といふものが、今まで
通りと同じようなものであるかどうか

か。と申しますのは、いわゆる福祉国家としての行政、あるいは社会的法治国家としての行政といふやうなものを考えてみます場合に、この点がやはり一つの問題となつてくる。すなわち、国民の生活範囲に対する行政権の介入ということが非常に多くなつてくる。従いまして、そこにいろいろ紛争が発生するという余地も出てくるわけでございます。なお、従来わが国におきましては、一般に国民の権利意識が低かった。こう言われておりますが、そのことから、どちらかと申しますと、裁判に持ち出す前に何からやむやめのうちに片づけてしまう、こういう傾向があった。こういわれております。それもそうでございましょうが、しかしながら、新憲法のもとで国民は自分の権利といふものに対して十分な自覚を持つてきているのではないか。この点は、西ドイツというふうなところも、元来は行政裁判、行政訴訟といふうちものは、御承知のように概括主義が否定され列記主義がとられていたのですから、わが国と同様に裁判の件数が非常に多いといふやうなものではなかつたわけでございますが、戦後この概括主義が採用されまして、一般に行政処分に対し訴訟が提起できるということになりますと、非常に件数があふえてきた。このようなことからも大体推定できるのでございますが、わが国の場合にも、将来の問題、もう少し長い目で見た場合には、やはりそういう問題が予想されるのじゃないか。そういった場合を考えますと、やはり裁判所の負担軽減というようなことも、現在の事態だけから判断して将来を推しはかつてしまつという点には

問題があるようになります。そこで橋本さんが申されたことです
が、なるほど司法裁判所と申しますのは、十九世紀的と申しましては問題
があるかもしれません、いわゆる自由的な国民の権利の救済という場合
には、非常に重要な役割を果たすこと
は申すまでもございません。しかしながら、わが国の憲法二十五条以下に規定
されたおられますような社会的な規
定が充実され、そして社会保障が今後
進んでいく、あるいは行政が開発行政
を多分にその中に含んでくるといふ
うことになつて参りますと、必ずし
も現在の司法裁判所の裁判官の素質と
いうものが、そいつた事件に対しても
十分な能力があるといふうには言
えないのじやないか、そういう疑問が
あるわけでござります。そうなります
と、やはり何といってもそういう行政
に対しても専門的な知識を持つてお
る人間の知識を十分に活用するような
方途を考えざるを得ないわけであります。
その意味におきまして、少なくとも
この現行法のように——これはあと
で申しますが、行政事件の裁判につき
まして行政の専門的な知識を持つた裁
判官の登用というふうなものをお考え
になるならばこれは別でござります
が、そうでなく現在の建前の中で考え
て参りますと、どうしても訴願前置主
義という問題は、このよくな点から
いって、これを一般的に廃止してしま
うということには、私は疑問を持たさ
るを得ないわけでございます。この点
につきましては、先ほど橋本さんが言
われましたように、実際問題として

は、この法律で特に訴願前置を必要とする第八条のただし書きといふようなものが出て参りますから、そのような意味である程度救えると思いますが、理論的に考えますならば、今申し上げましたような意味において、訴願前置主義を廢止するということについて主張は、私は疑問を持つておるわけでござります。

次に第二の点といたしましては、不作為の違法確認を求める訴訟といふようなものが、抗告訴訟の一つとしまして第三条の第五項に認められております。この点につきましては、学界におきましても、司法権と行政権との関係といふうなことからいろいろ問題がございますが、私は、この程度の規定であれば、この程度の訴訟を認めるといふのであれば、司法権対行政権の関係において、行政権に対する司法権の侵害といふような問題は出てこないのではないかと思うわけであります。しかしながら、これがさらに進んで、先ほど橋本先生がおっしゃつたような意味での給付訴訟といふうなものが認められて参りますと、わが国の憲法のもとで、はたしてそれが司法権の作用として適当なものであるかどうか、若干問題であると思うわけでございます。なるほど、西ドイツにおきましては、そのような給付訴訟が一般的に行政訴訟において認められているわけですからぬ点がある。と申しますのは、なるほど西ドイツにおきましては、行政事件の裁判をいたしますところの行政裁判所というものは、行政権からは完

所によつて行なわれてゐるわけでござります。レヒトシユブレッヘンデ・ゲヴァルトと申しますが、そうち立法、行政に対する第三種としての行政裁判所が裁判をしておる。その意味では、わが国の場合と同じじように、何か行政と立法に対する第三機関としての司法権、それがやつてゐるのと申しますが、一分子としての行行政事件に登用できるといふ意味では、行政裁判所とは、行政裁判権を行使する行政裁判所は別系統になつてゐるということをございます。従いまして、その意味では行政事件についての審理の適応性を持つてゐるところの裁判官を登用できるといふ意味で、同じじやないかといふような気がするのでござりますが、実は考えなほればなりませんのは、西ドイツの場合には、民事、刑事の裁判を取り扱う常裁判所とは、行政裁判権を行なつてゐることでござります。従いまして、その意味では行政事件についての審理の適応性を持つてゐるところの裁判官を登用できるといふ意味で、わが国の場合には、そう言つては失礼かもしませんが、民事、刑事の裁判をやられる裁判官が、いわば片手間に行政事件の裁判をするといふうな傾向にならざるを得ない。その点が、わが国と西ドイツを比較する場合、何としても考え方ならばならぬ点ではないか。こう考えますと、この不作為の違法確認の訴えといふものが、何らかの処分をし、イエスかノーか何か答えてやれといふ程度の問題で終わつてゐるというのであれば、これはそういう今の司法裁判所がやつても大して問題はない。しかしながら、さらに入んで特定の行為をせよといふうな給付の判決がそこでできるというこになりますと、わが国の場合には、

今申し上げましたような理由について、かなり疑問があるのではないか。むしろ、わが国の憲法の中では、そのような問題については、内閣が国会に対して責任を負うわけではなく、結局は国民に対して責任を負うわけですが、そういう形においてこの問題は解決すべきであるというふうに憲法は考えているのではないか。このように考えて参りますと、私は、この不作為の違法確認の訴えといらものが認められましたことは、国民の権利の救済といふ点から見れば歓迎すべきことではございますが、この訴訟を認められたことを橋頭堡にしまして、さらにそれ以上に進んで西ドイツ的な給付訴訟まで認めるという可能性を与えたということでは、若干問題があるようだと思うわけでございます。ことに第三条の規定で、これが列記主義でないといふことは、よく読みますとわかりますので、便宜的な列举でございますから、従いまして、これ以外にも抗告訴訟といふものがあり得るのだということになりますと、そういうものが抗告訴訟として考えられてくる。こういう危険なりますと、その点若干の問題点として考えられてくる。この点も危険な点になりますので、その点若干の問題点として考えられます。この法律を制定することを、あるように思うわけでございます。

ようには、早くこの法律が制定され、今までの行政事件訴訟の不備な点を補つてくれるということは望ましいことだと思いますが、さらに将来の問題とでござりますが、さらに将来の問題として考えますならば、先ほどもたびたび触れましたように、現在の行政というものは、すでに十九世紀的な単純的な自由権を保障すればよろしいといふうなものではなくなってきていたびに触れる。むしろ、福祉国家あるいは法の支配のもとにおける福祉国家、あるいは西ドイツの言葉でいえば社会的法治国家、こういうようなところに近代行政の進路が向けられている。わが国の憲法におきましては、二十五条以下のこととは現われているわけであります。そういうふうなことをすると、この行政訴訟を考えてます場合に、従来の自由権を保障するような、それに十分な制度だけによる、いわゆる行政委員会制度の発達というようなところにも、そういったことが現われているのではないか。このことは單に私がここで思いつきに申しているわけではありませんので、イギリスやアメリカにおける行政委員会制度の発達といふようなところにも、そういったことが現われているのではないか。
先日も、昨日でしたか、蠟山先生がおつしやつおりましたが、イギリスにおきましても、この行政救済について、司法裁判所に全面的にまかせるかどうかについては非常な問題があるといふふうなことをおつしやつておりますが、それに対する反動といふふうなものが、戦後日の浅かつた時代には比

較的強かつたわけでござります。従いまして、行政がより強くなり、これに對して裁判所のコントロールが及ばなくなるといふことについては、相当消極的であつたわけでござりますが、その後の経験からして、有力な學者の中にも、単に名義だけで、独立の裁判所だから国民の権利の救済に役立つ、行政庁においてはそういうた國民の権利救済といふものは期待できないというふうに考へるのは、あまりにもあさはかではないか。もつと實質的に、いすれの方法をとることが具体的に現実に国民の権利の救済に役立つかといふことをわれわれはもう一度考え直す必要があるのではないか。ことに新しい一九六〇年四月一日から発効いたしました西ドイツの行政裁判所法の場合におきましては、民事訴訟制度へのきわめて強い接近という方向が打ち出されているのでございますが、この点に対しまして、ただいま申し上げましたような有力な學者等は反対いたしまして、社会的法治国といふうなものを考えた場合、そういうふうな行政事件の特殊性を無視して、民事訴訟にこれを近づけてしまふということ是非常に疑問である。この法律ができ上がつてしまつたことはやむを得ないけれども、この運営の上において、そういった危険性が少しでも少なくなるよう期待せざるを得ないといふふうなことを述べております。このような外國の事情といふようなものを振り返つてみましても、私はこの行政事件訴訟的な権利の保障に役立つのか、あるいはふうなものを、この面でまた一ぺん根本的に考へてみて、はたして民事訴訟と接近させることが国民の具体的な権利の保障に役立つのか、あるい

はいま少し行政事件というものの特殊性といふものを認めることが、より現実に国民の権利救済に役立つかといふような問題を、長い視野のもとに考えてみなければならぬと思うわけでございます。

以上はなはだまともならないことを申しましたがこれをもしまして私の意見意見の開陳をお願いします。

○河本委員長

次に綿貫参考人から御

○綿貫参考人 私は、前の市原先生、橋本先生なんかが、基本的には本法案が妥当なのではないか、ただ若干数点において問題点があるのではないか、疑問の点があるのではないか、こういふような趣旨ではなかつたかと考えられるのですが、実は私は、ちょうどその逆になりまして、若干いい点もある、しかしながら、基本的にはおかしいのではないか、結論を先に言えども、もう一回根本的にやり直すべきではないのではないか、この要綱ができるまではおかしくない。三十五年のときに若干書いたおととし、三十一年のときに若干書いたことがございますが、今度その要綱の多數意見を大体中心にされてこの法案ができたようあります。その点について、若干要綱についての誤解があつたりしましたが、基本的には私の考えは変わつてないであります。その点問題は、これは市原橋本両先生から御指摘があつた新願前置主義、それからその他若干あって、また内閣総理大臣の異議といふような問題について、具体的な問題になりますと、そういう問題にもなりますが、要するに、そういう点についての、前の市原、橋本両先生の意見に、私は疑問とされるところに賛成なんですが、それは、そろ

いろいろある、そういう点の疑問が

離れている。いたずらに手続を複雑に

して認めていないのでありますと、英米法で

は行政事件訴訟特例法に当たるもの

と

残されたとるいのは、結局本法案が、その出発点と言いますか、基礎的な問題を、長い視野のもとに考えてみなければならぬと思うわけでございます。

いろいろ点から見ますと、この法案が、たとえば不作為の違法確認の訴え、あるいは無効確認について、これは提案理由は若干はつきりしないのですが、そのおそれのある違法だとし

て、この三十六条などで、ちょっとそこまかん問題になりますが、「無効等確認の宣言的判決」要するにまだ具体的な訴えは、当該处分又は裁決に就く裁判により損害を受けるおそれのある」というふうになりますと、これは一種の宣言的判決を私は認めたのではないかといふように考えたのですが、どうも提案理由はその点がはつきりしていないので、提案者はどういふことを考えたかわからず。しかし、私の理解がもし正しいとするならば、こういう宣言

は、行政事件訴訟特例法に当たるものではありませんと、これについてはいろいろ特例を認めていて、ドイツの場合

は、行政裁判所といふものが特別の裁

判所でありますと、これについてはいろいろ特例を認めると同時に、この行政裁判所に提出しますが、そういうふうに特別の裁判所による審査の範囲を、大陸法系では行政事件—行政機関、ガヴァメンタル・エ・ジョンシー、そういうふうな政府機関が一般市民と法律關係を持つことは、現在どの国においても非常に多い。それに政府機関によって権利、利益の侵害を受けた者に対しても、何らかの司法的救済、裁判所による救済を必要とする。これはもう今どこの大陸法系であろうと、英米法系であろうと、今一応認められている。問題はその認め方の問題なんであります。その点につきまして、まず世界的に見ますと、これは市原先生なんかも御指摘になつたように、二つの型があります。ドイツの場合は、裁判官に行政専門家を入れる、行政裁判所といふものを作つて、そこに行政のことをある程度知つている人を入れる。それに対し英米法系のやり方は、そういう行政事件についての裁判官について何ら特別の任用資格といふようなものを認めなくていいと申しますと、少なくとも現行の特例法に比べまして、若干の進歩が認められないわけではない。そういう点で、私はこの法案は実にくだらないものである、そういうことを言う氣は毛頭ないのであります。

しかしながら、その基本的な全体の構造を見ますと、将来行政訴訟について、かかるべきではないかといふふうに私が考へているところと、かなり違う点についての、前の市原、橋本両先生の意見に、私は疑問とされるところに賛成なんですが、それは、そろ

離れていたでありますと、英米法では認めないのでありますと、英米法でないわけであります。ところがドイツの方法を、司法裁判所の手続として十分な機能を果たし得ない可能性が非常に大きいように思われるわけであります。

そこで、私はこの法案を見ましてどうかと申しますと、本法案の特色は、前の方の参考人の方も御指摘になりましたように、いろいろの特色がありますが、まず第一に、司法裁判所といふものを、ドイツや何かの行政裁判所と同じようなものであるということを前提と

して、この訴訟手続法が組み立てられておるようと思われる。たとえば職権証拠調べの採用であるとか、あるいは訴願前置主義をかなりと言いますか、証拠調べの採用であるとか、あるいは原則的に廃止する、最初から何でも司法裁判所へ持つていけるというと、これは結局從來の日本における行政機関によるところの救済手続、あるいは学者は通常このところ行政審判と言つておられます、が、行政審判といふものに対し信用が置けない、不信ということが前提となつておる。少なくとも行政機関によるところの審判よりは、司法裁判所による審判の方が、人民の権利利益になつておるよう思われる。こういふものが一方にある。他方において、これは橋本先生からも御指摘がありましたが、あまり司法裁判所ばかり信頼して、司法裁判所をオールマイティにすると困るというので、内閣総理大臣の異議といふようなものを認めた。こういうように、一方において、司法裁判所を行政機関の審判よりは優位を持つて、またこれを信頼を置けるものとする。他方において、その司法裁判所に対して、行政機関のヘッドとしての内閣総理大臣の異議といふ形で、あまり司法機関が強大になることを防ごうというようにしておるよう思われるわけです。そういう意味で、この法案の採用しておること自体、立場自体がいいか、私のように批判的な立場をとるところにせよ、若干問題があるわけですが、基本的には現在の司法裁判所を行政裁判所と同じように考えておるよろしい考え方方に貫かれておると私は考える。これは現在のドイツ

のよう、行政裁判所を別に作りますと、それで私はいいと思いませんが、現は、かえつて——司法裁判所に行けば、何でもあなたの違法な行為によるところの権利利益の侵害を救済してもらえますよ、一見抽象的には救済を得るよう見えますが、実際上はその人民の権利利益の救済をはばむことになつてしまひではないか。今まで二人の参考人の方も述べられた一番大きな問題点が、この訴願前置主義であります。私は、この少數意見の方を賛成だということを前に書いたことがあります。私が、この少数意見の方を賛成しまつた方がいいのではないか。その理由大臣の異議といふものは全部削つてしまつた方かいのではないか。その前に、執行停止命令に対する裁判所は、第二十五条第三項で「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない」裁判所はこの場合に取り消しをするしないといふことについて、ある程度判断権を持つておる。こういう点については、結局、最終的には裁判所の判断がくわかります。しかばん廃止してしまつて、全部すぐ裁判所にいけるのだとして、はたしてこういうような行政審判による行政機関がいろいろ審理するやり方の是正をなし得るだらうかと申しますと、相当疑問があるのでないか。むしろ訴願前置主義だといふ建前をとつて、まず訴願をしてから、行政機関によるところの問題の煮詰めを一回やつておいて、今度は変なやり方をした場合は、裁判所がもう一回やり直せといふよな形で、行政機関によつてそういう手続を尽くしたあと、そういう行政処分を違法などといつて取り消し、もう一回行政機関による適法なり方でやらせるといふようにした方が——日本で最もおくれておるところの、さつき橋本さんから御指摘に

なつた行政審判手続といふものの整備は、この訴願前置主義を前提としない在の日本の裁判機構のもとににおいては、かえつて——司法裁判所に行けば、何でもあなたの違法な行為によるところの権利利益の侵害を救済してもらえますよ、一見抽象的には救済を得るよう見えますが、実際上はその人民の権利利益の救済をはばむことになつてしまひではないか。今まで二人の参考人の方も述べられた一番大きな問題点が、この訴願前置主義であります。私は、この少數意見の方を賛成だということを前に書いたことがあります。私が、この少数意見の方を賛成しまつた方かいのではないか。その前に、執行停止命令に対する裁判所は、第二十五条第三項で「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない」裁判所はこの場合に取り消しをするしないといふことについて、ある程度判断権を持つておる。こういう点については、結局、最終的には裁判所の判断がくわかります。しかばん廃止してしまつて、全部すぐ裁判所にいけるのだとして、はたしてこういうような行政審判による行政機関がいろいろ審理するやり方の是正をなし得るだらうかと申しますと、相当疑問があるのでないか。むしろ訴願前置主義だといふ建前をとつて、まず訴願をしてから、行政機関によるところの問題の煮詰めを一回やつておいて、今度は変なやり方をした場合は、裁判所がもう一回やり直せといふよな形で、行政機関によつてそういう手続を尽くしたあと、そういう行政処分を違法などといつて取り消し、もう一回行政機関による適法なり方でやらせるといふようにした方が——日本で最もおくれておるところの、さつき橋本さんから御指摘に

なつた行政審判手続といふものの整備は、この訴願前置主義を前提としない在の日本の裁判機構のもとににおいては、かえつて——司法裁判所に行けば、何でもあなたの違法な行為によるところの権利利益の侵害を救済してもらえますよ、一見抽象的には救済を得るよう見えますが、実際上はその人民の権利利益の救済をはばむことになつてしまひではないか。今まで二人の参考人の方も述べられた一番大きな問題点が、この訴願前置主義であります。私は、この少數意見の方を賛成だということを前に書いたことがあります。私が、この少数意見の方を賛成しまつた方かいのではないか。その前に、執行停止命令に対する裁判所は、第二十五条第三項で「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない」裁判所はこの場合に取り消しをするしないといふことについて、ある程度判断権を持つておる。こういう点については、結局、最終的には裁判所の判断がくわかります。しかばん廃止してしまつて、全部すぐ裁判所にいけるのだとして、はたしてこういうような行政審判による行政機関がいろいろ審理するやり方の是正をなし得るだらうかと申しますと、相当疑問があるのでないか。むしろ訴願前置主義だといふ建前をとつて、まず訴願をしてから、行政機関によるところの問題の煮詰めを一回やつておいて、今度は変なやり方をした場合は、裁判所がもう一回やり直せといふよな形で、行政機関によつてそういう手続を尽くしたあと、そういう行政処分を違法などといつて取り消し、もう一回行政機関による適法なり方でやらせるといふようにした方が——日本で最もおくれておるところの、さつき橋本さんから御指摘に

なつた行政審判手続といふものの整備は、この訴願前置主義を前提としない在の日本の裁判機構のもとににおいては、かえつて——司法裁判所に行けば、何でもあなたの違法な行為によるところの権利利益の侵害を救済してもらえますよ、一見抽象的には救済を得るよう見えますが、実際上はその人民の権利利益の救済をはばむことになつてしまひではないか。今まで二人の参考人の方も述べられた一番大きな問題点が、この訴願前置主義であります。私は、この少數意見の方を賛成だということを前に書いたことがあります。私が、この少数意見の方を賛成しまつた方かいのではないか。その前に、執行停止命令に対する裁判所は、第二十五条第三項で「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、することができない」裁判所はこの場合に取り消しをするしないといふことについて、ある程度判断権を持つておる。こういう点については、結局、最終的には裁判所の判断がくわかります。しかばん廃止してしまつて、全部すぐ裁判所にいけるのだとして、はたしてこういうような行政審判による行政機関がいろいろ審理するやり方の是正をなし得るだらうかと申しますと、相当疑問があるのでないか。むしろ訴願前置主義だといふ建前をとつて、まず訴願をしてから、行政機関によるところの問題の煮詰めを一回やつておいて、今度は変なやり方をした場合は、裁判所がもう一回やり直せといふよな形で、行政機関によつてそういう手続を尽くしたあと、そういう行政処分を違法などといつて取り消し、もう一回行政機関による適法なり方でやらせるといふようにした方が——日本で最もおくれておるところの、さつき橋本さんから御指摘に

なつた行政審判手続といふものの整備は、この訴願前置主義を前提としない在の日本の裁判機構のもとににおいては、かえつて——司法裁判所に行けば、何でもあなたの違法な行為によるところの権利利益の侵害を救済してもらえますよ、一見抽象的には救済を得るよう見えますが、実際上はその人民の権利利益の救済をはばむことになつてしまひではないか。今まで二人の参考人の方も述べられた一番大きな問題点が、この訴願前置主義であります。私は、この少數意見の方を賛成だということを前に書いたことがあります。私が、この少数意見の方を賛成しまつた方かいのではないか。その前に、執行停止命令に対する裁判所は、第二十五条第三項で「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるとき、又は本案について理由がないとみえるときは、これができない」裁判所はこの場合に取り消しをするしないといふことについて、ある程度判断権を持つておる。こういう点については、結局、最終的には裁判所の判断がくわかります。しかばん廃止してしまつて、全部すぐ裁判所にいけるのだとして、はたしてこういうような行政審判による行政機関がいろいろ審理するやり方の是正をなし得るだらうかと申しますと、相当疑問があるのでないか。むしろ訴願前置主義だといふ建前をとつて、まず訴願をしてから、行政機関によるところの問題の煮詰めを一回やつておいて、今度は変なやり方をした場合は、裁判所がもう一回やり直せといふよな形で、行政機関によつてそういう手続を尽くしたあと、そういう行政処分を違法などといつて取り消し、もう一回行政機関による適法なり方でやらせるといふようにした方が——日本で最もおくれておるところの、さつき橋本さんから御指摘に

事務的に処理されているんじゃないかな

と思いますが、どうでしょうか。

○植木國務大臣 従来の例は、ただいま聞いてみますと、やはり主務大臣が

総理大臣と協議の上で、法務大臣から

法務大臣に申し出る。総理大臣は、必ずしも閣議決定を経るという手続をし

ないで、事案に応じて閣議の了解をとつておるというのが、大体の慣例だ

そうでございます。

○河本委員長 小島徹三君

○小島委員 私、一点だけお聞きした

のであります。今度の新しい法律

で、國民の権利を非常に擁護するとい

う点も出ていると思ひますが、同時に

また、先ほど來のお話を聞いてみます

と、訴願前置主義がいいとか悪いとか

いう法律論も分かれているようであ

りますけれども、結論としては、ほんと

うに國民の権利を保護する道としては

どつちがいいかということに帰するよ

うに思われるのであります。そこで一つ

お聞きしたいのですが、憲法では、先

ほど市原さんが蠍山さんが云々言われたということは、きのうの憲法調査会

でのお話だらうと思うのですが、実は

私もその調査会に出ておつて蠍山さん

の意見も聞いておつたのですが、その際、いろいろ議論がございました。憲法裁判所制度といらうものが、判事さんが法裁判所の中に行政裁判所を設ける、裁判所とか地方裁判所のように名前はついておりま

すけれども、これは実は司法裁判所な

どです。ちょうど日本でいうと、家庭裁判所とか行政裁判所のようになりますが、これはもう争われないこと

で、これは決して司法不信といふ意味ではない、事実そななんですから。実際問題として、これを裁判に持つていったからといって、必ずしも國民の

権利がすぐ保護されるということは、私としては問題だと思うのです。そこで、しいて言うならば、憲法を改正して、行政裁判所のようなものを作ると、そうでござります。

お考えでしようか。もつとも今憲法を

改正しなくとも、裁判所の方を広め

て、そこには裁判官の行政的な面に非常

に詳しい人を連れてきて裁判官にし

て、そして行政事件を取り扱わせる

ということについては、どういふうに

お考えは、どうで、ようか。お三方に

一つお聞きしたいのです。

一步進めて、憲法を改正して、ドイツ

の行政裁判所のようなものを作るとい

うお考えは、どうで、ようか。お三方に

その点について現行憲法のもとでどう

したらいいかということをまず申し上

げて、そのあとで改正したらどうかと

いう、その二つに分けて申し上げたい

と思います。

第一点は、現行憲法のもとで、それ

ではどうすればいいだらうかといふこ

とを申し上げますと、これは実際に参

考になりますのは、アメリカのフー

ル・ワードー委員会のタスク・フォースとい

う分科委員会ですか、その提案でこ

は、どうも司法裁判所が次第に審査の範囲を縮小していく、行政事件の対象になるものあるいはその審査の範囲を縮小していくことについて、アメリカ法曹協会あたりでは何べんも、司法審査それ

であります。従つて、アメリカ法曹協

会あたりでは何べんも、司法審査それ

であります。これは一つの方法であ

りまして、たとえば日本の司法裁判所

の中に高等裁判所に位するあたり、あ

るいは地方裁判所になるか、それは考

えようでどうにもなると思ひますが、行政裁判所といふ名前をつけ、特殊

専門的な知識を持つた裁判官を登用す

るということは一つの案であろうと思

います。

もつとも、この場合に非常に困難な

ことが起ころうございまして、各地方

裁判所単位で設けるか、高等裁判所単

位で設けるか、地方裁判所単位で設け

るとすると相当な人員が必要になつて

くるわけで、非常に問題になるだらう

と思います。参考までに、ドイツの數

字を見ても、民・刑事の裁判官が

ドイツが九千人です。これに対して行

政裁判所になります。

の場合に、当然そのほかの条文が問題になつてくるのでありますから、私はがここで議論するのはどうかと思う

のですが、第一点だけにしぶって考

えてみますと、司法裁判所が行政事件の

審査をやることかいか、それともド

イツ流行政裁判所が行政事件の処理

をやる方がいいかといふことは、これ

は数字等を見てみると、ある程度明らか

にわかると思います。現在日本の司法

裁判所が処理しておる事件の数は、先

ほど申しましたように、一審でわざか

に一千件ないし一千件をややこえてお

る程度です。ところが、ドイツの場合

には、第一審で邦の単位では約五万

件、連邦行政裁判所で約四千件を処理

しておる。こういう数字を見てみます

と、憲法改正論になつてしまいそうで

すけれども、憲法全体の改正是

いといふ結論はそら簡単に出てこない

と思います。

行政裁判所の制度よりいいと言えるか

と、憲法改正論になつてしまいそうで

いて裁判する裁判所といふもの、ある部でもよろしいと思ひますが、そ

ういうものを作つて、そこに行政事件

についての知識、経験を持つた人間を

作つてもナンセンスだといふのが私の

結論であります。なぜかと申します

と、行政事件といふのは部門別にいろ

いろ専門的な内容が非常に違うので

あります。たとえば電波監理審議会とい

うものがあります。そして選舉管理委

員会、税金関係、海難審判もある。そ

れの全體を通じた専門家といふのは考

えられない。結局のところ、みんな専

門的な検討を十巴一からげして全体の

共通点をとりますから、今の最高裁判

所の裁判官とほとんど変わらないな

つくる。それと違つて部門別に、出入

国管理令の場合は、出入国関係の特別

部門を登用して、そこでなるべく行政

事件を審査させて、最後の法律的な

問題点だけを裁判所でしづればいい

のではないか。これは一般的に一つの行政裁判所を作つてやつてみたところ

で、現在の裁判所は、行政事件につ

つまつ時間がかかる、金がかかって困

るかどうかわかりませんが、憲法改正是必要とは思ひません。だから、現在の憲法の中できできる範囲で、すなわち、

るという点は、結局、行政裁判所を作つても同じことになつてしまふ。ですから一般的な行政裁判所の設立は、現行憲法の改正ということとは一応無関係にして私は反対をしたいのであります。意味がないという点で反対した

○小島委員 お話をよく承りましたが、違つたところは、市原さんにして橋本さんにしろ、とにかく行政方面でそういう専門的な者を裁判所の中に登用できる道を講じておかなければならぬということはお考えだと思うのであります。が、何せ先ほど市原さんのおっしゃつたように、これから先の行政といふものは、相当国民生活の中にどんどん食い込んでくると思うのです。ドイツではあんなに多数の行政事件がある。将来の日本にもそういう事態があるということを考えておかなければならぬと思うのです。そうすると、今のような司法制度で、はたしてその要求を満たすことができるかどうかかということです。私は、何も憲法改正論を言つてゐるわけじやないけれども、ただしいて言ひなれば、それは軍事裁判所のようなものを作つておつたから、憲法でみんなにやかましく言つておるのだと思います。そうちやなくとも、憲法でそういう行政裁判所のようなものを別に作ることもできるような規定もしていいし、しなくともいいけれども、そなならば最高裁判所というものは非常に広範囲なものになつてしまつたのです。それでせん最終審は最高裁判所ということになれば、その行政事件の最終審はやはり最高裁になると、いうことになると、今度は最高裁の負担がまた重くなつてしまつて、どううに

もあるのです。現在の最高裁でも、どうにもこうにもならぬ状態になつておることは御承知の通りなんです。そこへもつてきて行政事件がどんどんふえてくる、今一千件くらいあるものが何が万件にもなつてきたというときに、最終的の結審が最高裁でされることになつたら、今でも最高裁の判事になかなか適当な人がなくて弱っているときに、そんなことはとても実際はできないけれども、やはり憲法に行政裁判所のようないと考えられる。だから私は、憲法を改正しろとかなんとかそんな困難なことを一々言つているわけじゃないけれども、やはり憲法に行政裁判所のようないものを別に作つて置くということになれば、相当大きなスケールのものを持てば、今綿貫先生が言われたような相當専門的なものを、部門をたくさん持つこともできます。そういうことをして何とか救濟の道を譲りなければ、何せ国民は裁判を受ける権利を持つておるのですから、その裁判が最高裁までいくのだと言わいたら、どうにもこうにもならなくなるのだということをおそれるものですから、ちょっととその点をもう一ぺん簡単にお聞きしておきたい。私は、これからんで憲法を改正しようといらうな気を持つてゐるわけじゃない、どうしたらいいかといふことを聞いているのですから、心配なしに一つ……。

○橋本参考人 私、綿貫先生の言わぬことに批判めいたことを申し上げて、どうもとの考え方の違ひなんで、行政機関に対する司法審査をばつていこうといたり考へ方、つまり事実問題については行政機関に一応審理させてしまふ。そこで最終決定をやらせてしまつて、裁判所は法律問題だけを審査すればいい、従つて負担も大したことはない、こういうような考え方なんですが、この点について私どもが考へたいと思いまことは手続面におけるところの保証が何らないことなんです。ここで私どもが主張する行政手続における公正手続の要求と、いうこととは手続面におけるところの保証が何らないことなんです。ここで私どもが主張する場合に、手続的な公正をはたして現在の行政手続における公正手続の要求と、いうことを認めます。つまり、行政機関がある行政処分をする場合に、手続的公正をはたして担保されておるかどうか、日本の現在の行政機関も裁判所も、この点についてほとんど配慮しておりません。判例もほとんどこの点については認めていないのです。ところが、アメリカあたりでは、そうではなくして、行政機関における公正手続の要求といふことを判例も認め、実定法も認めております。つまり第一次的な行政処分をする場合に、すでに公正手続の要求があるし、それに対する再審査についても公正手続の要求がかかるつてくる。従つて、行政機関の行政処分それ自体がある程度公正さを担保されております。ところが、日本ではそうではない。たとえば一例を申し上げるならば、かりに外国へ行きたいというので旅券の申

請をいたします。旅券の申請をしたところが、旅券法の規定に基づいて、これは日本国の大安全を害するというような理由で拒否されたとします。その場合、その拒否された人は、いかなる理由で拒否されたかよくわからない。旅券法第何条第何項に基づいて旅券を給しないというだけのことなんです。ところが、アメリカの場合ですと、この場合に、一体いかなる資料に基づてやられたのか、どういう不利益な拠があるのかといらうなことについてのヒアリングの件といらうのが当然問題になつてくるわけです。ですからもともと第一次の行政の段階、さざにその不服の審査の段階において、日本とアメリカとは非常に違う。それも行政だけにまかせてしまつといら考方には、何としても納得ができる必要があります。私は、将来その行政手続法の整備というようなことで、行政手続の公正さをある程度担保していただければ、あるいはそういう審査をいはうてもいいと考えております。これが第一の点。

この事は私のすんな味であります。それで度をとらぬあらい事もよくあります。

济は十分に行なわれているというより、な点は、われわれ大いに考えなければならぬのではないか。この点は、いつか公法学会でも問題になつたわけですが、西ドイツにおきましてはあります。西ドイツにおきましては、西ドイツの行政裁判所制度をどうすべきか、それに基づく国民の権利の保障の万全をどうするべきか、というふうな問題が非常に論議されておつたようになります。しかし、私は今この問題に対しましては、最高裁を中心とした司法制度の機構改革という問題、行政手続法の整備といふこの二つの面から考えて参らなければならぬ問題でございまして、現在直ちにこの問題に対しても、それならばと、いろいろふうな具体的な案があるかと申されますと、実は私もよく考えておりませんので、方針としてはそういうふうに考えておるということになりました。

本国の基本法であります。現在の最高裁判所がいわゆる法令の違憲審査権を持つておる、法律命令処分、行政処分についても、その違憲性を審査する最高審の裁判所である。一方行政機関は、終審としての裁判をすることはできぬんだということが、現在の憲法制度の中で政治制度として確立されておるわけでありますから、この根本についての検討に加えるということは、憲法問題として別個に論すべきことであります。と思うわけで、行政裁判所、司法裁判所を独立の機関として設ける必要があるかどうか、私は、その必要はない。現行憲法の方が日本の歴史的経過の中ですぐれた司法制度だということを確信しておりますが、そういう立場はここで問題にならないと思うのです。

解する能力があるわけでありまして、専門的知識がなければ行政裁判をする資格に欠けるというお考えはおかしいんじやないか。司法裁判官が民事、刑事裁判すべてについて専門的知識を持つておるかといえば、それも経験と勉強をして、その知識経験を豊富にするわけでありまして、現在の訴訟制度のように鑑定人制度もございます。また専門的な知識をする場合、そりいって知識を求める鑑定もできるわけであります。現場検査その他の方法で勉強すれば、優秀な裁判官であれば行政事件をさばく程度の知識を持つことは十分できると思うのであります。専門的行政知識がないから行政裁判をする資格がないということにはならないんじゃないのかというふうに、私は考えておるわけでありますが、その専門的知識といふことをどのようにお考えになつておるのか。これは批判的なお考えを持っておられる市原さん、橋本さん、簡単に簡単だけつこうですから一言だけ。

かどうかわかりませんが、私ども裁判官が、行政事件を扱つてどうもよくわからない、従つて行政手続をやつたことをそのままのまゝのみにしてしまつんだ、僕はこういう制度に疑問を持つておる、という見解を相当強烈に述べられたので、むしろ私どもの方がショックを受けました。同じようなことは、多少ほかの裁判官についても言えるのではないか。いろいろ法律制度が複雑になつてきますと、それぞれ専門家が出て参ります。事件が多数になれば、それが専門分化していくことが当然でありますからね。ですから、現在の一千件くらいの事件を全国の司法裁判所で扱うのであれば問題はないでしょう。しかしながら、将来多数の事件が提起された場合、また、そういうことは当然予測しておかなければならぬと思うのですが、そういうような場合に能率的に処理して、ある程度の裁判の遅滞ということを防ぐことは、もう現在至上の要請だと思うのです。そういうような点を考えますと、現在のままでいいかというと、私はそれを疑問に感ずる次第であります。

○坪野委員 結局、制度の問題だと思うのです。予算が不足しておるから優秀な裁判官を多數確保できない。また事件数に見合った裁判官、書記官、その他の訴訟審理を消化するだけの実情にないといふような運用面からの欠陥であります。現行憲法下の司法裁判所、最高裁判所のもとにおける行政事件裁判にたけた専門的にやれる司法裁判官の部を設けてやるということを、そういった行政事件の処理を促進する上に役立つあります。けれども、それはあくまでも司法裁判官であつて、別個の行政官ではない。いかに権限が独立したといえども、先生方のお考へになつておるのは、大体行政官出身の裁判官が、その地位、権限が独立された特別の行政裁判所のもとにおける裁判官が行政事件をやる、制度の運用面を考えれば、そういった欠陥は是正できるのではないか、このように考へておられます。

そこで次の問題についてお尋ねしたいのですが、訴願前置主義をやはり認めるべきだというのがお三人の一致した——立論は違うようですが、一致したお考えのようであります。そういう主義をとつたということは、私は今度の八条のこの改正案、本法によつて訴願前置主義の原則を廃止して、いわば並行主義と申しますか、改正だといふ考え方を持つておるわけ

再考の機会を与えるということもけつこうでございます。そして今度訴願制度が整備されて、行政不服審査法案が今、国会に上程されておる。これは成立することも望ましいわけでござります。しかし、訴願前置の原則が廢止されたからといって、ナベてが訴訟に持ち込まれるわけではないわけでございません。訴訟といえば、やはり弁護士を頼んで相当ひまをかけてということで、訴訟が得策か、あるいは訴願が得策か、ということとは、当事者が考えるべきことであって、並行主義のもとにあつたら必ず訴訟が乱訴の弊があるのでないことは、私は論理的にはならないと思う。そういう意味で、私は並行主義で、本人が、そういった同じ行政の上級官庁に訴願をしてもだめだ、結論はもう却下されるにきまつていいのだ、まつすぐ一日も早く司法裁判所の、最高裁判所の判断を仰ぎたいという、裁判を受ける国民の権利、これを保障するという意味からいへば、私は、並行主義の方が国民の権利救済という点では進んだ規定ではないか。そのため必ずしも行政救済が排除されているわけではありませんし、また行政の能率が停滞するというものでもなかろうと思うわけで、そういう意味で、必ずしも訴願前置の窓口を通さなければいけないということにはならないというよう私は考へているわけで、その点綿貫先生に、あとに進みたいと思いますから、簡単にお答え願いたいと思います。

は、従来の行政機関のやり方を見直す
おつて、そういう考え方方が成立するの
は当然だと思うのであります。ただ私
が言いたいことは、そうやって直ちに
司法裁判所にいけるのだといったしま
と、裁判所はそこで行政上のこままで
い、さつき御指摘になつた点とちよ
とからんでくるのですが、専門的知識
の問題とからんでくるのですが、裁判官
所が鑑定人を呼んだり、それからいる
いろいろかい、たとえば電波関係の問
題などは、これは法律出身の裁判官に
わたりっこない。そなしますと、そな
ぞれの専門的な鑑定人を呼ばなければ
いけない。そういうことをしていきま
すと、いたずらに時間がかかってし
うがないじゃないか。もちろんその場
合に、経済的余裕と時間的余裕のあ
りますと、三千円だ、五千円だとい
うときに、三千円、五千円が高過ぎる、
それが違法だからといって一々裁判所に
に訴えようといつて訴える人は一向な
いのであります。そうしますと、むづか
る訴願前置主義をとつて、また訴願段
階で一応行政手続をさせる。これは訴
願前置からその訴願手続が、もうさう
き橋本先生から御指摘になりました
が、私は、その裁判所が、その場合に
に、訴願手続あるいは行政処分のそも
そも処分段階における手続において一
定の手続をとらなければならないとい
うことを判例上確立することによつ
て、その行政段階を整備することによつ
て、たとえばその司法裁判所に訴
えない人も、その行政手続で救えるので

ではないか。そうすると結局、この第八条は非常に形式的には司法裁判所はどこへもいかれるのだからといって、だから一般国民の権利を救済しておるところに見られながら、結局司法裁判所に訴えを起こせるような經濟的、時間的に余裕のある人たちだけを救つたことにはなりはしないかというのが私の疑問なのです。ですが、この八条に対しても。

○坪野委員 原則は、私は、訴願前置主義であろうと、並行主義であろうと、實際上は大した変わりはないといふと、うようやく私の長年の経験から判断しておりますが、むしろほかの条文の中でも改悪——国民の権利救済を一步進めたいら、あるいは今の憲法の趣旨から後退したという意味で私は改悪だと考えておる規定の方が目につくわけがありますが、そちら規定との関連であります。これが私はそれほど大きな改正になつておらないと考えるわけですね。と申しますのは、法律の特別の規定で例外を定めることができると、例外規定がどんどんふえてくれば、原則と例外が逆になつてしまつといふと、さらには裁決を縛らないで処分の取り消しの訴えができる例といたしまして、非常にこまかいことになりますけれども、「著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき」と、こうありますけれども、現行法では「生ずる虞の事になると」という程度で、やや条件が強化されてきておる。この点は解釈的にはほとんど変わりがないのだということになるかもしませんが、少なくとも文言の体裁から言いますと、第三項にも「訴訟手続を中止すること

ができる。」といふ例外規定もありまつて、私は、第八条は国民の権利救済のために大きく改正されたというように理解しておらないわけあります。特に現在訴願前置主義の強制のもとにありますても、訴願をして直ちに訴訟、訴えを提起する、そして妨訴抗弁が出来ましても三ヵ月くらいすぐ過ぎてしまつて、結局、訴訟に入つておるということで、三ヵ月待つて訴訟するよりも、訴願と同時に訴訟して——裁判といふものは時間のかかるものでござりますから、三ヵ月くらいすぐたつてしまふということで、私はこの八条、現行法から新法に変えられたとしても、そろ大きな改正ではない。今先生方の言われる、理論として訴願前置主義の原則を立てておいた方がよいといふことを言わざつても、私は、結果的にはそれほど大きな違いがないという意味で、そろ大きな改正になつておらないという考え方を持つておるのですが、そういう考え方の方が間違つておるかどうか、橋本先生に一つ御意見を伺いたい。

の能率が上がる。実際には、これは四割ですか、あるいは五割でしたか、ちょっと数字は忘れましたが、救済率は非常に高いのです。しかも税というようなものは、一時的に多くの人たちに同時に課せられるものですから、これを一々裁判所に提起して、何年もかかってばらばらな認定をされたのではかなわない。むしろ、まず全国的な統一的な処理をされることが公正な道だろうと思うのです。現実には、ただし書きの規定に基づいていろいろな法律で除外事項が定められるだろうと思います。もう一つの例としては、たとえば委員会制度のようなものを設けて公正に審議せられた場合、こういふような場合には、まずその委員会の認定を受けるといふことが正当であろうと思うのです。ですから私は、このたゞ書きがないとむしろ困るので、何でも二本建とすることでは、むしろ實際に実効が上がらないだろうと思います。それから第三項の点でも、結局これは二本建で訴訟と訴願が同時にされれば、おそらくその訴訟手続の中止の規定が活用されることになってしまひのではなかろうかと思います。ですから、おっしゃいます通り、おそらくこの八条ができるも、そしてまたこの八条に反対案である小数意見の、訴願前置主義を前提にして、例外にそれをはずす規定を設けても、大した差はないだろうと存じます。ただししかし、大した差はないとも申しましても、その限界地域にいろいろ疑義が残りますから、法律の規定を完全に整備し尽くすことはできませんから、その領域、ボーダー・ラインにたくさんある事件がやはり残るということは否定できないのであ

ります。私どもが問題にするのは、そ
の場合に訴願前置主義をとっておい
て、むしろ例外にそれをはずす規定を
設けておいた方が、実際面からも妥当
であるし、また行政の統一、能率的行
政の尊重、司法裁判所の負担軽減とい
うよくないろいろな利益があるのでは
なかろうか、こういう点であります。
○坪野委員 次の点に移りますが、先
ほどの御意見では、橋本、市原両先生
は、この法案に若干の疑義は持つけれども、なるべく早くこの国会で成立を
期待する。こういう御意見であり、一方綿貫先生は、若干の改正部分もある
けれども、根本的に考え直すべきだ。
こういふ御意見であったと思うのであ
りますが、私は、現在の憲法のもとに
おける行政訴訟のあり方、すなわち、
行政庁の違法な処分を受けて、それに
対する国民の権利救済の制度、また行
政の能率的な運用とかあるいは行政の
安定とか、いろいろな対立する立場が
ありますようが、基本はやはり国民の権
利救済の制度であらうと思うわけであ
りますが、そういう立場から言います
と、特例ではありますけれども、現行
法の方が憲法の趣旨に沿った規定では
ないか。すなわち、原則として民事訴
訟と同じ原理に立つのだ、行政訴訟と國
民とが対等の立場で司法裁判所の審判
を受けるのだ。ただし、行政事件の特
質からくる若干の例外は認めざるを得
ないということで、最小必要限度の特
例が規定されたのが現行法だと思うの
であります。が、今度の本法は、逆に行
政事件の特質の方に重点を置いて、行
政事件は本法を原則として一般法とし
て適用するので、民事訴訟の場合は例
外的に、その例によるといふ言葉で準

用するのだと、こういう建前になつておると思うのです。そういう意味で、私は、現行法から一歩憲法の趣に沿つて後退しておる基本的な考え方立つておるのではないか、このよほどに考えるわけであります。この点について、抽象的ですけれども、お三人から簡単に意見を伺いたいと思います。

○橋本参考人 私は、ただいまの御意見とは反対で、実はこの法律は、むろん国民の権利救済の点についても現在意を払ておりますし、それから現在の行政事件訴訟特例法が非常に疑義が多い。いろいろな点が解釈にゆだねられておる。その解釈なるものが問題で、地方裁判所の判例、高裁の判例、いろいろ分かれていきまして、国民党にとっては、一体これはどうなのか、裁判を提起しても裁判所はどういう判断をするか、はつきりとわからないという面もあるわけであります。従つて、最小限度にその疑義を解消すること、もちろん全部解消するということはできませんけれども、できるだけ解消するということ、それから国民の権利救済についても、たとえばちょっと一つ例をあげても、管轄の点も専属管轄としていいことは非常に大きな利益です。これらもあるわけで、私どもは、この疑義の解消と国民の権利の救済の点にこの法案が非常に意を払つておる、むしろ現行憲法の精神に反しておるとは言えない。国民の権利救済の点についても意を用いておりますから、この法案は現行法よりすぐれておる、こういうふうに思つております。

いたのではないかと思うのですが、私の考え方は、そもそも現在の特例法が現行憲法の趣旨を十分実現していないということを最初に言い忘れたのであります。すなわち、現行特例法とこれと比べた場合には、この方が私はいいと思います。種々の点で……。橋本さんはや何かのように、そんなにこれが非常にいいというわけではありません。しかし、現行特例法と比べた場合には、非常に限定がつきますが、この方がいわゆるから、それならもと抜本的に、現行憲法の趣旨に沿ったようふうに改正をすべきではなかったか、そういう意味でもう一回考えて、現行べきだという意見でありまして、現行法と比べましたらこの方がすぐれておる。

それから今、何か後退しているのじゃないか、「行政事件訴訟」関し、この法律に定めがない事項については、民事訴訟の例による」という第七条があるから、行政事件といいうのはすべてこれによるのだというふうに解釈されるのじやないかという御指摘がありました。この法案は、要するに從来ばらばらになっていた民衆訴訟とか、機関訴訟とか、当事者訴訟並びに無効認証訴訟の中で抗告訴訟的なものを整理したにとどまるので、抜本的に手を加えたものじゃありませんから、改悪ということは私は言えないといふふらに考えます。私の意見によりましても、非常な改善でないといふことにとどまるのではないかというふうに考えております。

○市原参考人　ただいま、憲法の趣旨という点からいって、この法律が後退しているのではないかというふうなお話をございましたが、国民の権利を尊重するということが憲法の趣旨である。というふうに理解します私の立場から申しますならば、ただいままでお一人の参考人が申し上げましたように、やはりこれは相当の改良がなされています。ただ私は、冒頭の陳述において申し上げましたように、もっと長期的な視野、将来の問題というふうな問題を考えた場合、法の支配のもとににおける福祉国家といふよだな問題を考えてみると、現在のこの法案ではまだまだ不十分なものがあるのではないかと、いろいろに申し上げたわけでございました。そこで、特例法との比較におきましては、もちろんすぐれているというふうに思っております。また、それが国民の権利の救済という憲法の趣旨に沿った改正であるというふうに考えております。

新たにつけ加えて、国民の権利を伸長したというような規定はあまりない。専属管轄の規定くらいであります。あとの点は若干の疑義を明確にしたといふ規定にすぎないと私は理解するのですが、今の予測可能性ということから明文化した方がいいんだ。これはドイツ法学の考え方——日本の憲法は英米流であり、訴訟法などがドイツ流の考え方方に立っているために、そこに少し矛盾があるように思うわけです。行政法学者の大多数の方々も、そういうドイツ法的な考え方で整備ということに重点を置いておられるように私理解するのですが、国民の権利救済が一步でも前進するのであればともかく、ただ疑義を解明するというだけで、即権利救済ということにはならないのではないかと思うのです。その点について縮貫先生に御意見をお伺いしたい。

ないか。英米法には絶対こういふ規定はない。職権証拠調べを今の裁判所ができるはずがないのですね。実際現行法の特例法にも職権証拠調べの規定はあります。活用されたことが一回もございません。だから裁判所が職権証拠調べなんというのは、行政機関でもないのにできっこないから削つてしまふといふ議論なんですが、そういう意味で、この法案の作成に関与された委員の皆さんも大体独法系の人が多いということは言えます。従つて、法律学者の中でも私なんかは少數の一人なのかもしませんが、私は、英米法系の方が、現行憲法のもとにおいてはいいんじゃないかというふうに考え、そういう考え方ならまた批判的な見解をさよなは申し上げたわけであります。

も最高裁判所の大法庭の決定で一つの権利が下されているわけであります。そこで政府が、その点の行政権力の優位を確保すると申しますか、司法権への介入の範囲を拡大するという立場から、決定のあつた後であつてもやられるのだ、こういう規定をしておるところは、これは明らかに国民の権利救済の立場から改悪だと思ふ。そしてそのあとに出てくる二項以降の条項でも、「理由を附さなければならぬ。」現行法では、理由を明示しなければならない。そして下級審の判例でありますけれども、理由の明示は具体的でなければならぬ、合理的な具体的な理由を付さなければならぬ、こういふ判例もあるようでありますけれども、今の当局の逐条説明で言いますと、理由を付さなければ異議の効力がないけれども、第三項にあるような具体的な事情は、必ずしも効力規定じゃなく、單なる訓示規定にすぎないのだ、だから公共の福祉に重大な影響を及ぼすような事情を示さなくても、あるいはいかげんに示しておいて、異議の効力に差異はないのだ。こういう行政府の解釈のようでありますけれども、これであれば、無意味、無価値な单なるお説教の規定にすぎない。また六項の、総理大臣は、やむを得ない場合でなければ異議が述べられない。やむを得ないといいう判断は、総理大臣がやる必要があるときは、といふと同じことでありますから、これも單なる言葉にすぎないわけであります。また通常国会に報告をすると言いましても、ただ報告をすればいい、国会で政治的な監視を受けるという程度にとどまるわけで

ありますし、法的には何ら縦理大臣異議を規制する法的な効果はないわざとあります。そういう意味でも、現行法からも一歩後退しておるということは、いふが言えると思うわけあります。先ほどのようなことをお二人の先生もわれたわけですが、司法権に対して行政権が介入をするということは、いふ裁判でありますから、その裁判に行なはれども、これは憲法違反の疑義も出てこない。三権分立の憲法制度の立場からいって、疑義も出てくると思うわけあります。いわんや、現行法よりも一步後退して、行政権力を強化しようとする規定は、改悪以外の何ものでもないと考えるわけであります。この点、現行法と二十七条の総理大臣の異議規定との比較において、これが国民の持利救済という立場から改正したのか、あるいは行政権力を擁護するという意味における改正であるのか。その方面を一つ市原先生にお尋ねしたいと思します。

けの行はとが言ふ。このへんは、政治的責任を問われ得るといふ意味で、これは従来の法制よりも進歩しておるというふうに見られるのじやないか、こういふふうに思うわけですね。さらに第六項で、「やむを得ない場合の通りでござりますが、この点につましては、このやむを得ない場合であつたかどうかということは、裁判で審査はできないかもしませんがしかししながら、政治的責任といふ意味において、国会において十分に問わるとこどろありますから、その意味において、私は従来の法制よりはやはり進んでおる、こう理解したわけでございます。

○坪野委員 重ねてお尋ねしますがそれは結局、裁判所における司法判断よりも、政治の責任である行政政府の内閣総理大臣の判断の方を優先すべきである、そういうお考えから、国民の権利救済の方の犠牲、やし行法よりも一步後退させても、この議制度をそういう方向に前進すべきであるという考え方から改正だ決議があつた後においてもなお異議権を認めることとは改正である、進歩ある、こういうように理解していいわけですね。

○市原参考人 私は、従来この執行権止の問題につきましては、最高裁判所では違った見解をとってきたわけござります。そういう前提におきまして、考えた場合に、今の規定の方が政治的責任の追及ということにおいて非常に大き

よ徹底している。その意味で改正だ、こちら政治的責任では足りない、法的な問題はどうするのだという御意見もあらかと思いますが、少なくともこの問題につきましては、法的な責任の追及といふよりは、むしろ政治的責任の追及という方が、事柄の性質上適当ではないかというような価値判断があることはもちろんでござります。

○坪野委員 その総理大臣の異議の制度であります、私がさきに司法権に対する行政権の介入ということを申し上げたわけであります。司法権といふども、単に法律的な判断を下すだけではなくて、証拠に基づいて事実認定をするわけでありますし、特にこういう行政事件訴訟については、公共の福祉といふことでも、單に法律的な判断を下すだけではなに、あるいは行政の安定性といふことでも、あるいは裁判官の良心あるいは裁判官の良識によって判断しなければならないことが、本法においても義務づけられておるわけであります。特に執行停止の規定では、第二十五条第三項に、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるときには執行停止ができないのだ、こういう規定がありまして、裁判所にも公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるかどうかの判断を命じておるわけございまして、一方二十七条で、総理大臣も、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがある事情を示しなさいといふ規定を置いているわけであります。従つて両者ともに、ただ処分が違法であるかどうかがあるかどうかといふ判断を求められるとかどうかといふ判断のほかに、あるいは緊急を要するかどうかといふ判断のほかに、公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるかどうかといふ判断を求めら

れでいるわけあります。その判断を、裁判官の判断よりも行政官の判断を優位に置いておるといふのが、この総理大臣異議の制度であります。裁判官は、そのような公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるかどうかの判断を命じておる以上は、行政官である総理大臣にも重ねてそのような判断をさせることとは、いわば屋上屋を架することになるのじゃないか。あるいは司法優位の、と申しますが、司法国家といふ現行憲法と異なるたるものに立つた行政権優位の考え方からこのような規定が出てきておるのではないかと考えるわけですが、この点について総務参考人に簡単に御意見を伺いたい。

○総務参考人 私、先ほど申し上げて、現行法より整備され、その他の点でいいというのは、ちょっと二十七条を落として、まことにその点失礼いたしました。最初は二十七条は削除すべきだということを私主張しましたので、この点はオミットして申し上げたのですが、御指摘の通りだと私は考へました。この二十七条は全文削除した方がいいのではないか。市原さんから御指摘のあった六項の政治責任云々の問題がありました。これが政治的責任追及制度と司法手続との混同するものでありますし、この六項を含めて、さらにつきだとうのが私の意見で、この点は

申し上げるのを落としまして失礼いたしました。
○坪野委員 時間がありませんので、これで終わります。
○河本委員長 松井誠君。
○松井(誠)委員 私も、簡単に二、三點お伺いをいたしたいと思うのです。最初に、訴願前置主義の問題について、主として橋本参考人と総務参考人がお尋ねをしたいと思います。先ほど来裁判官の専門的知識の問題が出ておりましたけれども、これもやはり訴願前置主義をとるかどちらかという問題とりはらの関係になるわけではありませんが、先ほど訴願前置主義発止に反対だといふ理由で、橋本さんと市原さんが、大体行政の能率化その他二点をあげておられたのです。能率化という点からいえば確かにその通りだと思います。されども、それがやはり国民の権利救済という点からどうかといふ問題になりますと、実は私自身文字通りわからぬ。総理大臣の異議権については反対だといふことはもう疑問の余地がございませんけれども、しかし訴願前置主義を廢止すべきであるかどうかという点になりますと、いわゆる学者の間の意見も分かれておるようありますし、そこで、文字通りお尋ねをいたしたいのですが、なるほど能率的にはなると思うのです。しかし、国民の権利救済という点から見て、はたしてどちらかといふ観点から実はお伺いをいたしたいのです。し

○橋本参考人 私は、ただいま御質問の訴願制度をどの程度に改正すればいいかという点については、公正手続の要請という点をして考えております。現在までの訴願制度といふことは、ただ形だけ訴願といふことがなされる。これに対して書面審理というふうなことで、ごく形式的な訴願の裁決が行なわれてしまふのが実情であります。もちろん、救済の相当及んでいります。あるのは公正手続の要求、公正手続の要求はしかるべきです。従つて、そうは、たゞ形だけ訴願といふことがなされる。これに対して書面審理といふことです。

○総務参考人 今、橋本先生から御指摘になつたことは、私の意見もその点は同じなのであります。もう一つあはは別問題といたしまして、その二つの点に集約できる。従つて、当事者が機関で審判をする場合、処分をする場合、常に当事者から独立していなければいけない。程度の差こそあれ、それまでのところは、それは要するに行政の手続をとつて、全部廃案にすべきだという意見を持つていましたが、これは別問題といたしまして、その二つの点に集約できる。従つて、当事者が独立している人が公正なる手続をとつて行政訴願についての裁決をすればいけない。しかし、不不服審査法などはお伺いをいたしたいのです。し

○松井(誠)委員 私も、実は総務参考人のように、審査をする機関が少なくとも相対的に独立をしていなければならぬのじゃないか、それが重要な柱

お考えのようであります。その判断を、裁判官の判断よりも行政官の判断を優位に置いておるといふのが、この総理大臣異議の制度であります。裁判官は、そのような公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれがあるかどうかの判断を命じておる以上は、行政官である総理大臣にも重ねてそのような判断をさせることとは、いわば屋上屋を架することになるのじゃないか。あるいは司法優位の、と申しますが、司法国家といふ現行憲法と異なるたるものに立つた行政権優位の考え方からこのような規定が出てきておるのではないかと考えるわけですが、この点について総務参考人に簡単に御意見を伺いたいと思います。最初に、訴願前置主義の問題について、主として橋本参考人と総務参考人がお尋ねをしたいと思います。先ほど来裁判官の専門的知識の問題が出ておりましたけれども、これもやはり訴願前置主義をとるかどちらかといふ問題とりはらの関係になるわけではありませんが、先ほど訴願前置主義発止に反対だといふ理由で、橋本さんと市原さんが、大体行政の能率化その他二点をあげておられたのです。能率化という点からいえば確かにその通りだと思います。されども、それがやはり国民の権利救済になるといふ、そういう訴願前置制度の大まかな骨組みをまず橋本参考人に一つ……。

○橋本参考人 私は、ただいま御質問の訴願制度をどの程度に改正すればいいかという点については、公正手続の要請という点をして考えております。現在までの訴願制度といふことは、ただ形だけ訴願といふことがなされる。これに対して書面審理といふことです。

○総務参考人 今、橋本先生から御指摘になつたことは、私の意見もその点は同じなのであります。もう一つあはは別問題といたしまして、その二つの点に集約できる。従つて、当事者が機関で審判をする場合、処分をする場合、常に当事者から独立していなければいけない。程度の差こそあれ、それ

が能够的にはなると思うのです。しかし、国民の権利救済といふ点から見て、はたしてどちらかといふ観点から実はお伺いをいたしたいのです。し

○松井(誠)委員 私も、実は総務参考人のように、審査をする機関が少なくとも相対的に独立をしていなければならぬのじゃないか、それが重要な柱

ではないかと考えるのです。そういう不服審査があまり多くないということは、やはり出してもどうせだめなんだ。同じ穴のむじなんでだめなんだ。そういうことが初めてから多くの場合は頭にあって、こういう行政救済というものの数が多くないといふ一番大きな原因じゃないか。そういうものとあいましておいて、訴願前置主義をとる。綿貫参考人の話によりますと、そういう制度をとらせるためには、むしろ訴願前置主義といふのをとらなければならぬといふお話をありますけれども、しかし、そういう訴願前置主義をとつて、そしてそういう審査機関の独立という問題を必ずかちとれども、必ずしもそういう保障がないときには、いきなり訴願前置主義をとるといふことが、行政の能率化には寄与することでありましたけれども、やはり民主化と言いますか、権利の救済という点について、はたしてどうだろ重ねてですけれども、一つお二人にお尋ねしておきます。

○橋本参考人 今おっしゃった審判機

関が独立しなければならないという要請の点ですが、なるほどこれはごもつともな点で、できればそうなければならないと私も思います。しかしながら、現実の問題といたしましては、上級行政がはたしてどの程度当事者から公平であり得るかという点で不安がないとは言えないのであります。現実には相当救済率よりも高いようですね。現実には相当救済率は高いの

で、たとえば税なら税の問題一つとつても、四割・五割といふ救済を上げておるわけあります。私は、行政方にあつては、頭にあって、こういう行政救済を行なわれると、相当慎重にやるといふ面はあるだろうと思うのです。従つて、その点についてそらう神経質にお考へにならないでも現実には救済は行なわれるのじやなかろうか。たとえばアメリカの場合でも、ちょっと数字を用意して参りませんでしたけれども、訴訟に行くのは九牛の一毛です。九割何分は実は行政救済の段階で処理され

る。人民に満足な救済を与えておるこれが実情であります。従つて、私は、整備されれば、それほど心配はないの通されると大へんですが、行政不服審査法を同時に可決されるならば、私はそう心配は要らぬのじやないか。こう考えております。

○総貫参考人 今御指摘になりました点は、私もまことにごもつともだと思ふのであります。問題は、そういう審判機関の独立性あるいは公正なる手続、公正なる手続といふのは割に法律がやつたことを、それはある程度は事実上は救済しておるかしれない。しかしながら、常にそれが救済されるかとしないと、制度的な保障機構には何もならない。そういうよくな手続は現行憲法の認めるところではないといって、たとえばその税法なら税法の問題についてそういう判決を下しますと、今まで改組して、新しい裁判所で合憲とされるような審判機構を作らなければならぬ。結局、そういう形で個々の部門別にそれぞれ裁判所の審査が通るような行政審判機構を整備する。その整備するのはだれが整備するかといふと、裁判所は判例を通してやるよりほか方法がないんじやないか。そのような裁判所の判決が生ま

で、たとえば一般的な法則でかちときめることは非常に困難である。結局、そういうような手続の整備は裁判所の判断に待つよりはかないのじやないか。私の訴願前置主義を採用しろといふことでは、その例として、アメリカにおいて、ちょうど日本の訴願法あるいは不服審査法に当たるアドミニストラティブ・プロシードニア・アクト——行政手続法という法律ができましたが、これはほとんど意味のない法律、意味のない法律といふと変ですが、一種のムードであるといふような判例で批判を受けまして、法律的拘束力が相当疑問視されておる。結局、裁判所が公的なケースを取り上げることによつて、たとえば税法上の問題で、税法上整備されれば、それほど心配はないの通されると大へんですが、行政不服審査法を同時に可決されるならば、私は

○市原参考人 どうも私だけがこれに賛成だといふふうに申し上げた形になつてしましましたが、実は私も、前からこの規定につきましては相当疑問を持つておつたわけで、ことに現行法の場合には、明らかに私は反対しておつたわけでござります。ただし、今のこの法案のようになって参りますと、積極的に削つてしまふべきだといふたわけでござります。ただし、今までの譲歩をしてきたわけでございま

すが、ほかの条文との見合いにおきまして、この規定があるからこの法案が全部だめだといふよくな問題にならないのじやないか。だからその点はその問題にしなくていいだろうといふよくな意味で今まで申し上げてきたつもりでござりますが、その点があまり意味が徹底していなかつたかもしません。先ほどから御質問がございましたが、まさにその通りでございまして、政治的な判断なるがゆえに、その司法的な分野でもつて勝負をつけてしまふといふうのではなくて、政

治的な判断だといふよくな御指摘がございましたが、まさにその通りでございまして、裁判所は緊急な行政措置についての必要な理解を十分に持つておられるから心配ない、こういふことは言つております。だが西ドイツの場合には、裁判所は緊急な行政措置についての必要な理解を十分に持つておられるから心配ない、こういふな説明がついておる。ということは、やはり先ほど申しましたように、西ドイツの行政裁判所といふものが、わが国の行政事件の裁判をする機関と違いまして、行政について相当な知識経験を持つた者が登用されているといふことがそれからくるのじやないか。従いまして、こういふことを見ますと、やはり西ドイツはその点一応問題にされているのだ、ただ、その裁判所の構成の点からいって、わが国

場合のよくなシリアルな問題になつていかないのではないか、こういふうに理解してよろしいのぢやないか、こう思います。ほかの国のこと私は承知いたしませんので、両先生に、もしそれにお気づきの点がございましたら、お答えになつていただけたら幸いと存じます。

す。私は、この規定は先ほど詳しく申し上げたし、おそらく馬先生の言われたことと同じことなんですから、詳しいことを申し上げる必要はないと思いますが、削除していいのじゃないか、特につけ加えることは、六号で、先ほど来通常国会に報告するから政治的責任を追及することができる」と申さ

の点は指摘しなかつたのですが、三ヵ月といふものが妥当であるかどうかについては疑問を持つております。○總貿参考人 私も橋本先生の御意見と大体同じで、妥当かどうかについて非常に疑問を持つておる。むしろ私は一年にして、そのかわりに無効確認訴訟というのも一年の出訴期間にかけ

学者の先生方でありますから學問的な関係の問題を一つだけお伺いしたい。三十条の解釈にからんで裁量処分の取り消しでありますか、実際実務の方で見ると裁量処分が一番大事なんですね。実際の損害を受けるとか、それから重大な利権を許可認可するというようなことは、みんな裁量処分なんですね。

○総質参考人　この三十条の規定それ自身は、はたしてこれを条文で書く必要があるたかどうか、私はこれを見たときに疑問に思ったのであります。橋本さんの言われるようになつかこれにはアメリカ法においてもこういう規定す。

Figure 1. The relationship between the number of patients with a history of stroke and the number of patients with a history of hypertension.

○松井(誠)委員 それではお三人の方
どなたでもお掛けになりますが、ドイツが
行政裁判所の制度をとつて、専門的な
行政知識のある者がやるという制度
で、しかもそういうことがあるといふのは実
際に期待できるといふよろなことにな
るかもしれません、そうしますと、

れましたが、総理大臣のそいつた政治的責任を追及することがどれだけ実効があるのか、これは実効がないと言つてもいいのじゃないかと思う。その意味で二十七条は不要の規定、むしろ有害の規定であると私は考えております。

る。いわゆる日本の従来の判例は、抗告訴訟と無効確認訴訟といふものを分けて、この法案におきましても、純然たる無効確認訴訟といふものについて、出訴期間の制限をはずしておるのですが、これがはたして妥当かどうか、むしろ一年くらいに延ばして、そ

す。それについて争うことができないということは非常に重大な国民の権利の救済に關係があるのであります。あつさり裁量処分だからということでけられておったのが今までの実例であります。しかし、御承知のように裁量

があり、APAの中にもこういふ規定があるわけであります。こういふふうに書いてみたところで、それじゃ裁量の範囲を、裁量権といふものをどの範囲に限定するか、具体的に言いますと、どこの場合をもつて裁量の範囲を越えたとするか、乱用があつたとする

Digitized by srujanika@gmail.com

英米法の、普通の、特にそういう専門的知識のない司法官の場合で、そういうふうな執行停止の仮処分というものが行政事件も普通の民事事件と同じようにとり得る、そういう場合ですと、現実の問題として、行政の執行停止という問題がひんびんとしてかどらかわかりませんが、とにかく起こる可

○松井(誠)委員 最後に一点だけお伺いしたいのですが、この改正案で疑問点として三人の方とも出訴期間が短くなつたという問題について御指摘がございませんでしたので、私はこの点についても疑問点を持つておりますので、その出訴期間が短くなつたということは、はたしてどういうように考え

○市原参考人 提案理由にもございま
すようなことを、主として私も考えたの
でございますが、どうも六ヶ月がいい
いで全部ひっからげてしまつた方がいい
んじゃないかというように考えてお
ります。これも時間がなくて今まで申
し上げなかつたのですが、そのように
考えております。

量分にも法規裁量と烈然たる事実裁量といふものがある。学説が進歩してだんだんその範囲は広まっておるのであります、それの解釈の仕方、取り扱いの仕方によって實際の範囲は非常に変わる。そしてこれは最も重大であると私は思うのでありますが、そういう点についてお三方の御意見をお伺い

かといふと、これは個々具体的に当たつていかなければならぬ。そうしますと、こういふ規定を入れる必要がある。あつたかどうか入れてもあまり意味がない。もつと言葉をかえて言いますと、行政庁の司法審査の対象になる裁量処分といふものを何らかの形で認めなければならないということは、これ

能性が非常に多いのではないかと思ひます。そういう問題について、いわゆる行政の安定と言いますか、そういう点から、具体的にどういう措置をとつておられるのか、おわかりでしたら教えて願いたいと思います。

○橋本参考人　これはまさに御指摘の通りであります。現実には種々の法律の中で、実際には出訴期間ははるかに少なく、二カ月とか三カ月とかいうるべきであるとか、簡単だけつこうでございますが、三人にお尋ねをいたしたいと思います。

のか三ヶ月がいいのか、そう簡単に割り切つてしまえない問題だと思いますが、今までの経験から申しますと、大体訴訟を提起する者は、三ヶ月くらいで提起したい者はもうみなしておる。そういうような傾向や外国の例というようなものを見ました場合に、三ヶ月

○橋本参考人　この三十条の規定は、
実は現在の判例を明文化したと言つて
よろしいと思います。外国の立法例も
同様であります。事実裁量の範囲内で
あれば、すべて裁判所の裁判権が及ば
ないというふうにはとらずに、たとえ

は共通のことですし、どの範囲まで認めるかということになりますと、これも結局判例法の問題になってしまってくるのじゃないか。それでは裁量処分といふものについてどのように考えるか、私の個人的な見解になってしまふわけで、が、簡単に言いますと、私は前に橋

が、アメリカの場合にはこういった制度はありませんし、裁判所が、ちょうど日本の仮処分命令に相当する仮救済命令を出しますと、別にそれに対して

ように短縮されております。現行法の六ヶ月といふのはどうも實際に困るからというので、そういうふた法律があるからあこから出てくるんじやないか

で権利の救済を得るというようなことはならないと思いますので、この点については私は特に申し上げなかつたわけであります。

は学生なら学生の懲罰の場合に、人達
いということもありますし、あるいは
裁量権の範囲内であっても平等に扱わ
なかつたとか、あるいは違法の討議が

本さんの御指摘になりましたように、行政庁が行政行為をするにあたりまして、そもそも一定の手続上の——全然事実がないとかいろいろな問題もあり

特に行政の側からそれを差しとめなければならないというような必要性も起らぬいし、またおそらくそういう提案がなされても、アメリカの学者も裁判官も承認しないだらうと思うので

といふので、二ヶ月にしたんだらうと思ふ。そういうよな御説明を受けたことがあります、私も、そいつた各種の法律によつて事実上短縮されてしまうのでは困るからといふので、こ

○河本委員長 鈴木義男君、
○鈴木(義)委員 私も四、五の質問を
考えておつたのであります、が、時間がも
うきてしまいましたから一つだけにし
ぱりましてお伺いしたいと思います。

あつたとか、のみならず乱用の問題が生じてくるわけであります。従いまして、私はこの第三十条は、現行のわが国の判例法を立法化したものであり、また諸外国においても同様であつて、

ますが、そのほかに手続上の要件を
れから行政府がはたして当事者から独
立しておるかどうかというようなこと
も、これは司法審査の対象になるの
じゃないか。ただ専門的な、裁判官に

ないような専門的な知識に基づくところの事実認定といふものを私は裁量といふように解釈しております。

○市原参考人 両先生のお話で、私の申し上げることは実はなくなつたよう気がいたしますが、西ドイツでございますと、行政裁判所法の百四十四条がこれに当たるわけでありまして、「行政官がその裁量により行為をする権限を有する場合においても、裁判所は、行政行為または行政行為の拒否もしくはその放置が、裁量の法律上の限界をこえ、または授權の目的に適合しない方法で裁量が行使されたため、違法となるかどうかを審査する。」これと同様的に言えるわけでございますからいつ、行政官の裁量処分というものは審査権が及ばないので、このよう規定を置く必要があるので、このよう規定を置く必要がある

参考人各位には御繁忙中のところ長時間にわたりお三方とも貴重な御意見の御開陳をいただき、委員会を代表してここに厚く御礼申し上げます。

午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後一時五十四分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

参考人に關する議事を繼續いたします。この際、議事に入ります前に、参考人各位に一言ござります。本日は御多用中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。さきに御通知申し上げました通り、本委員会において審査中の本案は今ここで申し上げるわけには参りませんが、一つの最近の西ドイツの学界の傾向として私が注目しておりますのはもちろんございません。裁量処分といふ問題について、じゃ、どういうふうにして、いわゆる自由裁量と収束裁量といふものを区別しているが、これは今ここで申し上げるわけには参りませんが、一つの最近の西ドイツの学界の傾向として私が注目しておりますのは、このいわゆる取り消し訴訟の場合は、各界の関心を集めることであります。本日は御多用中のところ御出席をいただき、まことにありがとうございます。さきに御通知申し上げました通り、本委員会において審査中の本案は今ここで申し上げるわけには参りませんが、一つの最近の西ドイツの学界の傾向として私が注目しておりますのは、このいわゆる取り消し訴訟の場合と、給付訴訟、義務づけ訴訟の場合とは、裁量といふものの考え方がかなり違つてくるのではないかといふことが、西ドイツの有力な学説、バッホウとかウレとかイエックといふような学者によつて主張されておりました。だから從来わが国においては、裁

量処分がどうかといふような問題について、給付訴訟といふものを前提として申し上げることは実はなくなつたよう気がいたしますが、西ドイツでございますと、行政裁判所法の百四十四条がこれに当たるわけでありまして、「行政官がその裁量により行為をする権限を有する場合においても、裁判所は、行政行為または行政行為の拒否もしくはその放置が、裁量の法律上の限界をこえ、または授權の目的に適合しない方法で裁量が行使されたため、違法となるかどうかを審査する。」これと同様的に言えるわけでございますからいつ、行政官の裁量処分というものは審査権が及ばないので、このよう規定を置く必要があるので、このよう規定を置く必要がある

参考人各位には御繁忙中のところ長時間にわたりお三方とも貴重な御意見の御開陳をいただき、委員会を代表してここに厚く御礼申し上げます。

午前中の会議はこの程度にとどめ、午後一時半まで休憩いたします。

午後零時四十四分休憩

午後一時五十四分開議

○河本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ういふいろいろな考慮を払わなければならなかつたのであります。そうして一たん執行停止を今度は原則として訴願前置でないのです。たゞ訴願と訴訟と両立して、両方同時に進行させるということは、いたずらに事態を紛糾させるだけではないかという見方があらうかと思うのであります。裁判所は、訴願が起つて訴訟を起こし得るということは、当事者にとっては利益であるうと思ふのです。ただ訴願と訴訟と両立して、両方同時に進行させるということは、いたずらに事態を紛糾させるだけではなく、かくいう見方があらうかと思うのであります。

裁判所においては、訴訟を停止することができるといふような規定が置かれていますから、その点で十分にまかなえることだと思うのであります。裁判所の運用に待てばそれで足りる、かように考えて、私は訴願前置主義を廃止したことにも同意するものであります。専属管轄の制度を廃止したこと、これは行政官庁の数は非常に多いのであって、その行政官庁の所在地だけがその事案についての審理について非常に便利だといふような筋のものであります。専属管轄を普通の管轄に直して、合意管轄もできるよう状態に置いて、特に特別なたとえば下級行政官があつた土地といふようなものに管轄権を与えよう、こういう趣旨でございますので、これは行政行為によって損害を受ける、あるいは受けるおそれのあるものにとつては、救済をすみやかにするといふ意味で反対する理由は、何にもないと思ふのであります。それから大きな問題は執行停止の問題でございますが、この執行停止の問題は現行法にもござります。執行停止をしたときに、内閣総理大臣がこれに反対すると執行停止はできな

い、こうしたことになつておつたのであります。そして一たん執行停止をやつたあとで内閣総理大臣が文句を言つた、異議を述べた。こういう場合には、その執行停止はそのことだけで取り消すのじやなくて、一般の事案を考慮して取り消すといふような実例があるようあります。裁判所のやつた執行停止処分を、行政官庁の長である内閣総理大臣の異議によつてひっくり返すといふことがいいか悪いかといふ問題が現行法にあるのであります。

しかし、この執行停止といいますのは、プロペーの司法事務を考えなくていいのであって、多分に行政行為と見られる節があるのであります。

ただ不作為の違法確認の訴えというものがござりますが、これは、不作為の違法を確認するのが非常にすみやかにできるものであるかのとき疑いを持

つてありますけれども、不作為の違法確認の訴えと言いましても、これは普通の行政訴訟でありますので、何年かかるかわからぬ。だから、その意味において、はたして実益のあるものであるかどうか。学問的には、そういう訴えが起つて得るといふことは十分考へられるのであります。それが実際にあるかと言われますと、これだけでは実益はないのじやないか。これに対する対しては、闇連訴訟として損害賠償なり何かをくつつけなければ実益はないのじやないかと思うのであります。た

まづ最初に、批判的角度から見た全体の感想です。第一に、この法案はいかにも難解な法案であるということは争い得ないのであります。このわかりにくくといふ意味は、二重な意味で申しあげたい。一つは国民から見て、何

そこで、さつそく本論に入りたいと思います。まず全体的な印象、結論をもとより東京地裁の白石でござります。

○河本委員長 次に白石参考人の御意見を承ります。

〇白石参考人 東京地裁の白石でござります。

初めにお断わりしておきたいと思ひますが、これから申し上げることは、

第三部を担当しておりますが、この第三部の意見ですらない、これは全く個人的な意見であるということを一応申し上げておきたいと思います。

そこで、さつそく本論に入りたいと思います。まず全体的な印象、結論を

思ひます。まず前進である。その意味でいろいろな長所も含んでおりますし、国民の権利を尊重し、あるいは裁判所の負担も軽減して争いを解決したいといふ意味もあります。

つまりして、その長所をあげることには、どう苦勞は要らないと思ひます。そ

う意味で、盛られてあるよな内容をここまで純化して、こういう適切な表現をまとめて上げるについては、立案

について、深く敬意を表する次第でござります。従いまして、この法案に

いたまつて、この法案に参画せられた当局の並々ならぬ努力があると思ひます。抗告訴訟であるとか、機関訴訟であるとか、民衆訴訟であるとか、

法学上のなまの用語が出てくる法案は珍しいのではないかと思ひます。はだ皮肉な言い方でありますけれども、

も、民衆訴訟などという言葉が出て参りますが、この言葉自体が民衆にはわかりにくく、言葉ではないかと思います。そういう意味で、民衆にとつてはかなり理解が困難な法案ではないかと思うのでござります。しかし、いろいろ一般的なわかりにくいという角度からの批判は、もう少し視野の広い方がすでに批判して下さつておりますので、私はそれに対して批判するつもりはありません。それに対する的確な代案があるわけではありませんから、それに対して深く追及するつもりはございません。二重な意味のもう一つのわざりにくいという意味は、一定の学説の体系から見ますと、なるほどこれはすつきりとわかりやすいという面は確かにあります。これほどもわからぬといふ意味のわかりにくさが若干あると思います。これはかなり本質的な問題だと思います。そういう意味でわかりにくい法案であるということです。

それから第二に、これも今申し上げたことを若干関連するわけでありますけれども、これは抗告訴訟の類型を類別しまして、それぞれに適用する法規を定めることになっておるのであります。一定の学説的見解で、大体定説と言つていいくかもしませんが、そういう見解で類別してきておる。反対の見解によれば、将来出訴し得べかりし、あるいは現在でも出訴することができるような類型の訴訟を、何らかの規制をして押えていくという要素が多少あります。その限りでは、司法権をある程度チェックして制限するという意味合いも多少持つておる。同時に

に国民の権利主張に対し、多少ブレーキをかけるという面が若干あるのではないか、これは後刻例をあげて申します。

第三に、それに関連いたしまして、これは国民を上から若干見下すといふと語弊がありますけれども、上から下を見て行政訴訟を何とか規制し、コントロールしようという姿勢の立法ではないかと思うのであります。それではありますから、下の国民の側から自由闊達に何とか行政訴訟を遂行したいという、国民的な下の視野から見た場合に、若干のブレーキという意味を多少持つておるのではないかと思います。もちろん訴願前置主義をはずすとか、管轄を広げるという意味で国民に便宜を与える点は若干あると思いますが、下の国民から行政政府相手に自由に遂行したいといふものに対し、何ほどかブレーキをかけるような要素もあると思います。

それからもう一つ、これに關係しますして、こういう法案をまとめ上げるにつきましては、その背後に行政権対司法権、あるいは大きくいえば三権分立における行政権・司法権の占める位置、そういうようなものについて何らかの模範的な像を描いて、それとの関連でなければこれが出てこないと思うのであります。というのは、そこで考えられておる司法権といふものは、新憲法のもとで助長をして、なるべく司法的な救済を広めようという考え方のか、それともなるべく裁判権を戒めて抑え

申の制度、こういうことになると想ひます。されば、これは言葉は譯釋があるかもしないけれども、何らかの意味で成めて押えていくといふような思想が何ほどか入つていやしないか。端的に申し上げますならば、それは一定の類型の訴訟を押えるというよろんなブレーキの面にも現われるのです。されば、一番問題はわれておるのは、内閣総理大臣の異議の制度、こういうことになると想ひます。

抽象的に申し上げましたが、時間のある限り具体的に申し上げてみたいと思います。

類型としてそこに四つの類型があるつておりますが、初めに抗告訴訟の類型でございます。これは政府提案者の側の御説明によりますと、この類型だけに限る趣旨じゃないということになります。これは確かにそうであると想うのであります。行政の公権力の行使に関する不服の訴訟といふことで、ここで幾らか広くふれしきを広げておるので、たとえば、反対の見解もあると思うのですが、私どもの考えておりますように、いわゆる義務づけ訴訟、不作為を命ずる訴訟といふものがもし出せるとすれば、ここに入る、このように一応私は伺つていいと思ひます。この法案をまとめる経過にも、行政訴訟の類型をそういう余裕のないきつちりしたものにしてしまつといふ案に対して、最後まで何らかの余裕を残しておるといふ制度が強く主張されました結果、こういうものになつたと、これはやはり私どもの考ひでは、府の提案の説明はうなづけないでは

そういう訴されるものを許さないといふ思想が背後に隠れている。それをちよつと申してみますと、行政事件訴訟法第三条五項に「不作為の違法確認の訴え」というのがあるのです。行政厅に申請しても、いつまでたっても処分しないという場合には、そういう場合の違法は正といふものは、こういう違法の確認の形でのみ救済するという。従つて、ほかの類型の形では救済を許さないのだという思想があることが前提になっておると思うのであります。現に濱本局長の説明を読みますと、不作為の違法確認をした場合は、違法であるということを確認するだけでもって、特定の処分をしろといふ請求は許されない趣旨だ、こういうふうにはつきり書いておるのであります。つまりこれは、裁判所の判断として、違法だと判断することはできるけれども、それは違法だからこうせよとうことはできないのだという考え方です。つまり違法だと判断することはできるけれども、それは違法だからこうせよとうことはできないといふ思想ではないか。こういう思想がすでに前提となつておるのではないかと思うのであります。それでありますから、いわんや行政府が明らかに違法な処分をしようという場合に、それによって回復すべからざる損害をこうむるという場合に、事前にそういう処分をしてやつてしまふ不可以ない。不作為を命ずること、あるいはそういう権限がないことの確認、これももちろんできないといふふうに考えてまず間違いないと思うのであります。

それで、たとえて例を申し上げますと、商業の自由を制限する法律は憲法違反である。憲法違反で、明らかに許可しなければならぬと思うのに許可しない、申請しても、幾らたっても許可しないという場合に、この法案の思想では、その場合でも許可しろといふことは言えない。もちろん許可しようとすることは簡単に言えないのでありますから、簡単には言えないと思いますけれども、いやしくもそれが憲法違反の法律であるというのにかかわらず、許可しないといふ場合には、これはだれが見ても許可しなければならぬということは明らかに言える場合もあります。もろん憲法違反だということは、そう簡単にほんほん言うべきではない。憲法違反の訴訟に対する裁判所のアプローチの仕方といふことも、若干問題があると思いますけれども、いやしくも憲法違反である、これはそういう訴訟が内容的に立つつかどうかの問題があるが、明らかに憲法違反である、いやしくも憲法違反であって、明らかに許可しなければならぬということが主張として成り立つといふのに、それを許可しろといふ訴訟はできないということなのです。こういうことになるのであります、はたしてそれが国民の目から見て納得できるでしょうか。これははどういうふうに巧みに説明しましても、私はいさぎか疑問じゃないかと思うのであります。それからもう一つ例をあげておきまますが、今かりに憲法違反の税金で差し押さえを食う、税法は憲法違反で、その結果滞納の差し押さえを食う。その結果

う場合に、憲法違反であるということによ
が明らかに言い得るならば——これは
もちろん簡単に言えないが、もし言え得
るならば、そういう差し押さえをやつしては
いけないということは明らかである。
これは国民が一番よく知っていることと
で、むずかしい理由を言わなくとも、
といふ請求は許されないということにな
るのであります。こういうことはき
なれば、それは素朴に認めていいのじやない
か。それが差し押さえをしてはならない
のですが、これをむずかしい理屈でい
けないのである。なぜなら、私は何とて
も説明がつきにくいのではないかと思
うのであります。これを、もう少し問
題の意味を御理解願うために振り返つ
てみたいたいと思うのですが、新憲法施行
後、私ども行政事件裁判を扱うよろしく
なりましてから、初めのうちは、裁判所
は一体どういうことをやつたらいい
か、作為、不作為、こういうことを行
政府に命令する裁判ができるのかとい
う難問にまずぶつかつたのであります
す。その際に学説は、そういう作為、
不作為を命ずることは、一種の行政庁
に命令したりあるいは行政処分した結
果になるから、そういうことは許され
ない、こういう見解がまず優勢であつ
たのであります。もちろん下級審であ
りますけれども、下級審の裁判はそれ
によって圧倒的な影響を受けて、その
種類の裁判が統々と出たわけでありま
す。ところが、それに對してまず一つ
の反省が出てきたのであります。それ
は、作為、不作為を命ずることは行政
作用だからできないのだ。裁判所のや
ることは判断作用ということである。
しかし、もし判断作用といふことなら
う

は、作為義務があるということの確認、あるいはそういうことをする権限がないということの確認、それがなぜできないかという反省が出てきたのです。それに対してもう一つ反省が出てきたわけであります。義務確認といつても、あるいは権限がないといつても、実質的に行政作用を拘束することには変わらない。それくらいならそういうことを言うことはない。やはり行政作用を拘束する点に問題がある。やはりそれは、義務確認と言い変えても許されないことは同じだ、こういふ反駁が出てきたわけであります。またもう一つそれに対して反駁するのは、なるほどそれはその通りであるとしても、作為、不作為を命ずることはいけない。それは処分を命ずるからいけない、確認であるからないと、いう問題じやない。問題のポイントはもう一つ別なところにある。というのは、権力分立の建前をもつてすれば、まず行政庁が第一次的に判断する。それから後に裁判所が事後審査をする、レビューする、これが原則的な建前であります。だから、そういう意味で行政庁の第一次的判断を尊重する必要がある。これが建前である。それをいきなり、行政庁が第一次的判断を下す前に、作為、不作為を裁判所が判断しますと、そういう行政訴訟で判断を下すということになると、これがいけない。それからもう一つ、行政庁が判断を下す前に裁判所が行政訴訟で判断を下すということになりますと、これは行政庁が一応判断して、それに対することがどうかということとで訴訟するということになりました

ら、それだけ争いがしほられて、事件が熟してくるわけがあります。でありますから、本来の裁判所のやることは具体的な事件の判断である。抽象的な解釈ではないわけであります。そうでなくして抽象的な形で持つて参りますと、今度は何と申しますか、抽象的な事件の判断よりも、抽象的な解釈意見に拘束される、それではいけない。これでは、三権分立の思想からいつて、三権分立の姿を乱すことになる。行政はそちら第一次的判断を原則的に示さなければならぬ、そういう意味で、事件の煮詰まらないものを裁判所で判断してはいけない。問題のポイントはそこについたといふことが多少とも出てきたと思います。はたしてそちらありますならば、あくまでもその原則といふものは尊重しなければなりませんけれども、それは絶対的な原則ではあり得ない。その原則の合理的妥当性の届く範囲といふものはおのずから限界があるのではないか。それは、今申し上げましたように、だれの目から見ても明らかに行政処分をすることが違法であるというのでありますから、これは憲法違反かどうかは問題になるかもしれませんのが、いやしくも憲法違反なことはやつてはいけないということは間違いないので、従つてそういう場合に、例外的にはそれは認めていいんじやないか。それまでもいけないということは、これは考えるのだ。こういう意味合いで義務確認訴訟といふものがます存在理由を主張してきたと、思うのであります。この法案は、そういうことに対して一つのコントロール

をかけているという意味合いを持ちは
しないか、私のおそれるのはそういう
ことがあります。一休諸外国の例を見
ましても、私はよく存じませんけれど
も、三権分立の案外徹底しておるアメ
リカでも、これはマンデーマスとか、
宣言判決というような形で、実質的に
作為、不作為を命令することを支持す
る裁判をやつておると思ふのであります
。ドイツの行政裁判法でも義務づけ
訴訟というものがあつて、これはやは
り義務を行政にはしなければならぬと
いうことをやるような規定があります
。それならば、なぜわが国だけはそ
ういうことが許されないのであらうか、
こういうことが問題だらうと思うので
あります。その問題はこれくらいにし
ておきます。

びを覚えるのでございます。
一 総論的に申しますと、私の接しまし
た行政事件を担当しております裁判官
は、一人残らず本法案が国会に提出せ
られましたことを歓迎しているのであ
ります。私どもは本法案が国会によつ
て十分に御審議相なりまして、修正さ
るべき点がありましたならば御修正を
経た上で、すみやかに法律となること
を待望しているのであります。しか
し、私は日本本法案のうち三点につき
まして、多少批判にわたる意見を述
べ、皆様方の御審議の御参考に供した
いと思っております。しかしながら批
判的意見を述べますに先立ちまして、
私どもが本法案のうち現行の行政事件
訴訟特例法に比べまして国民の権利の
伸張を特にはかつております点を指摘
いたしまして、本法案を現場の裁判官
といいたしまして歓迎する理由を明らか
にしたいと思います。

諸君を依頼するところの、行政処分に對して苦情を持つ国民の立場に立ちますならば、これは弁護士さんには東京まで出張してもらつといふことは、大へんな負担になつたことであろうと思ふのであります。この点が今度の法案によりまして、地元の弁護士さんが地元の裁判所に行政訴訟を起こしてもらつてゐることができますことは、國民の権利伸張に大いに役立つことであると信します。

第一点は、本法案四十五条规定が、私法上の法律関係に関する訴訟において行

政処分もしくは訴願裁判の存否または

その効力の有無が争われております場

合に、裁判所が当事者または行政庁の

申し立てで、または裁判所みずから

職権で、行政手を民事訴訟に参加させ

る道を開いたということであります。

実は最近、現在私が勤務しております

千葉地方裁判所に提起されました民事

訴訟の中で、農地あるいは宅地の現在

の所有者に対しまして旧地主が、農地

買収取得が無効であるということを理

由といいましたし、所有権の確認、土

地の引き渡し、所有権取得登記の抹消

等を求めている事件が、千葉のよしな

小な裁判所で、すでに数件あるので

ございます。現在善良な農民が政府の

処分によりまして、買い受けました土

地、その土地の所有権をめぐって民事

訴訟の被告とされ、そして弁護士

を頼んで応訴をしなければならぬ。こ

れは國民にとって大へんな犠牲だと思

うのであります。そういう事態が、

本法案で行政手を訴訟に参加させるこ

とによって、ある程度までそのような

善良な國民の救済になつておるという

点を私は指摘いたしましたして、この法案

が國民の権利の伸張に役立つ第二点と

いたしたいと存じます。

第三点は、法案第三条五項の不作為

の違法確認の訴えを認めた点でござい

ます。行政手が許可、認可等の申請を

放置する場合に、行政手を裁判所に訴

える道を開いたということは、これは

大いに歓迎すべきことであると思う

であります。もちろんさきに白石参考

人あるいは長野参考人から述べられま

したように、この程度の訴えを認めた

だけではなまぬないと、いう批判もある

のであります。またこのよくな訴訟ほど

は職務執行命令訴訟と訳しております

が、このマンデーマス訴訟、これは日本で

は職務執行命令訴訟と訳しております

が、このマンデーマス訴訟は裁判所侮

辱罪によつて強制されるところの訴訟

でございます。マンデーマスというの

は、ラテン語で、私は命令するといふ

意味でございますが、裁判所の命令

を、ある一定のときまである行政手

事のをなせ、その行政行為の内容にはも

うあります。現在善良好な農民が政府の

いたしました期間内に行政行為をなさ

なかつた場合には、裁判所侮辱の制裁

を受けることになつておるのであります。

そのような強力な制裁規定をうし

て意見を述べましたが、次に、本法案第

三十六条の無効確認の訴えについての

規定、第二十七条の内閣総理大臣の異

議についての規定、第八条の行政処分

取消訴訟と審査請求との関係に関する

規定の三点にわたりまして、本法案に

対する若干の批判を申し述べたいと存

じます。

以上、本法案の歓迎すべき点につい

て意見を述べましたが、次に、本法案第

三十六条の無効確認の訴えについての

規定、第二十七条の内閣総理大臣の異

議についての規定、第八条の行政処分

取消訴訟と審査請求との関係に関する

規定の三点にわたりまして、本法案に

対する若干の批判を申し述べたいと存

じます。

第二点は、法案第二十七条、内閣総

理大臣の異議でござります。裁判所

は、過去におきました、いわゆる平野

事件におきました、平野氏に対する公

職追放覚書該當者とする旨の指定の効

力の発生を停止する仮処分をいたした

ことがござります。また現行法のもと

におきました、本日お手元に出てお

ります「内閣総理大臣の異議陳述に關

する資料」にあります、福井の裁判

と私は考ふるのであります。従つて、

私はこのよくな形の訴訟を認めた点に

おいて大いに意義がある。少なくとも

國民に対し、このよくな場合に行政手

を被告として裁判所に出訴することが

できることを法律が明らかにしており

ますだけでも、國民の権利の伸張に役

立つものであると考えております。

第四点は、法案二十二条が、行政手

を被告とする行政処分取消訴訟を、

行政処分の事務の主体である國または

公共団体に対する損害賠償の請求に変

更することを許している点であります。

これも、行政処分の取り消しを求

む利益がなくなつた場合に、違法な

行政処分によってこうむつたところの

損害の賠償を求める訴えに変更するこ

とができることは、これまで國民の権

利の伸張に役立つものであると考えま

す。これが、行政処分の取り消しを求

む利益がなくなつた場合には、違法な

行政処分によってこうむつたところの

損害の賠償を求める訴えに変更するこ

とができることは、これまで國民の権

利の伸張に役立つものではないか、こう考

えておりますので、この点、國会にお

かれましては十分な御検討をわざらわ

たいと思います。

大体アメリカ人は、政府が違法な行

政処分をやりまして、それが確定いた

いものに限り、といひこの限定の規定

を削除する方が、あるいは國民の権利

の伸張に役立つのではないか、こう考

えておりますので、この点、國会にお

かれましては十分な御検討をわざらわ

たいと思います。

新たに提起されつありますところの

農地買取処分の無効確認の訴えは、

あるのであります。しかしながら国にお

けるマンデーマス訴訟、これは日本で

は職務執行命令訴訟と訳しております

が、このマンデーマス訴訟は裁判所侮

辱罪によつて強制されるところの訴訟

でございます。マンデーマスといふの

は、ラテン語で、私は命令するといふ

意味でございますが、裁判所の命令

を、ある一定のときまである行政手

事のをなせ、その行政行為の内容にはも

うあります。現在善良好な農民が政府の

いたしました期間内に行政行為をなさ

なかつた場合には、裁判所侮辱の制裁

を受けることになつておるのであります。

そのような強力な制裁規定をうし

て意見を述べましたが、次に、本法案第

三十六条の無効確認の訴えについての

規定、第二十七条の内閣総理大臣の異

議についての規定、第八条の行政処分

取消訴訟と審査請求との関係に関する

規定の三点にわたりまして、本法案に

対する若干の批判を申し述べたいと存

じます。

第三点は、法案第二十七条、内閣総

理大臣の異議でござります。裁判所

は、過去におきました、いわゆる平野

事件におきました、平野氏に対する公

職追放覚書該當者とする旨の指定の効

力の発生を停止する仮処分をいたした

ことがござります。また現行法のもと

におきました、本日お手元に出てお

ります「内閣総理大臣の異議陳述に關

する資料」にあります、福井の裁判

と私は考ふるのであります。従つて、

私はこのよくな形の訴訟を認めた点に

おいて大いに意義がある。少なくとも

國民に対し、このよくな場合に行政手

を被告として裁判所に出訴することが

できることを法律が明らかにしており

ますだけでも、國民の権利の伸張に役

立つものであると考えております。

第四点は、法案二十二条が、行政手

を被告とする行政処分取消訴訟を、

行政処分の事務の主体である國または

公共団体に対する損害賠償の請求に変

更することを許している点であります。

これも、かかる違法な行政処分を受けた

者には、ただ損害賠償の訴えを政府に對

して提起いたしましたして、金銭賠償を求

め得るにとどまるのであります。

しかししながら、わが國における現状

のものにおきまして、判例が築き上げ

るの不作為の違法確認の訴えである

が國民の権利の伸張に役立つ第二点と

いたしたいと存じます。

第三点は、法案第三条五項の不作為

の違法確認の訴えを認めた点でござい

ます。行政手が許可、認可等の申請を

放置する場合に、行政手を裁判所に訴

える道を開いたといふことは、これは

大いに歓迎すべきことであると思う

であります。もちろんさきに白石参考

人あるいは長野参考人から述べられま

したように、この程度の訴えを認めた

だけではなまぬないと、いう批判もある

のであります。またこのよくな訴訟ほど

は職務執行命令訴訟と訳してあります

が、このマンデーマス訴訟は裁判所侮

辱罪によつて強制されるところの訴訟

でございます。マンデーマスといふの

は、ラテン語で、私は命令するといふ

意味でございますが、裁判所の命令

を、ある一定のときまである行政手

事のをなせ、その行政行為の内容にはも

うあります。現在善良好な農民が政府の

いたしました期間内に行政行為をなさ

なかつた場合には、裁判所侮辱の制裁

を受けることになつておるのであります。

そのような強力な制裁規定をうし

て意見を述べましたが、次に、本法案第

三十六条の無効確認の訴えについての

規定、第二十七条の内閣総理大臣の異

議についての規定、第八条の行政処分

取消訴訟と審査請求との関係に関する

規定の三点にわたりまして、本法案に

対する若干の批判を申し述べたいと存

じます。

所が福井県知事のなした町村の廃止、鯖江市設置の処分の執行を停止する決定をいたしたことがあるのでございまして、本法案中に、内閣總理大臣の異議についての規定が置かれていることは、考えようによつてはまことに、もつともな点があると思うのでございまます。しかしながら、現在においては、裁判所も行政事件の取り扱いに習熟し、一方内閣總理大臣の異議も、昭和三十三年以来は一度もなされていないという現状にあるのであります。しかものみならず、本法案は、第一審裁判所のいたしますところの執行停止の決定に対しましては、高等裁判所に即時抗告を認めているのでありますから、将来の事態を予測いたしますならば、執行停止は、裁判所の審級内における是正にまかせるのが、民主政治が、均衡と抑制の政治であるという原理から、わが国における将来の民主政治の発達のために最も望ましいことであると私は考えております。およそ立法は、将来の事態の予測でござりますから、この点につきまして国会におかれまして、十分将来の事態の予測について御検討をわざらわしたいと存じます。

りますが、ここに見のがすことができないのは、除外規定であります。つまり、今後それぞれの行政行為に關しまずところの別個の法律によりまして訴願前置主義を定めることができることになつておりますのか第八条第一項など書きの規定であります。もしこれが、いろいろの別個の行政関係法規によりまして訴願前置主義を広範に認めました暁におきましては、せつかくこの法案の第八条第一項本文の規定は、事実上その効果を発生せざるに至る憂いがあるのでござります。

私は、この訴願前置主義に対処するところの方法といたしましては、行政機関と裁判所とに、国民に対するサービス競争をさせることであると考えてゐるのであります。私は、上級行政機関による審査が円滑に行なわれますならば、行政機関は裁判所以上のサービスを 국민に提供することができるることは信して疑わないのです。アメリカにおきましても、行政上の救済の手続における非公式手続、つまりインフォーマル・プロシージャというものが、行政手続の生命であるといわれておるのであります。この訴願制度は費用もかからないし、行政機関が積極的に動いてくれるのでありますから、迅速にもできますし、簡単にもできますし、形式ばらない点において、弁護士さんを頼んで訴願をする必要がない事態も多々あるのですござります。しながら一方、地方に在住いたします國民が、東京における中央官庁の訴願を経由しなければならないということになりますと、先ほど私が申し上げましたように、地方の弁護士に東京に出張してもらいう負担を負わせなければ

し都道府県単位で、訴願前置主義が採用されるということになりますが、私はならば、訴願前置の規定に少しも異存はなきのであります。何でもかんでも、この交通の繁雑な東京に出てこなければなりませんといふ事態になりましたならば、これは国民の権利の伸張に大いに害があると考へる次第でござります。

実は最近私の勤務しておる千葉で、こういう実例がありました。小作契約の解約につきましての農地法二十条の規定による千葉県知事の許可に対する取り消しの訴えが、私の手元に提出されたのであります。そこで記録を見ますと、農地法八十五条による農林大臣に対する訴願を経由しておらないのであります。そうなりますと、昭和二十六年八月一日の最高裁の判決の趣旨に従いますと、これは訴えを却下しなければならないのです。しかしながら、そら調べてみると、まことにこの原告の主張する違法は理由ありげに見えるのです。困ったと考えましたところが、しばらくたって訴えの取り下げが出ました。これは千葉県知事が白発的に解約の許可処分を取り消したそうです。

しかし、すべての場合に、本件の千葉県知事がなした行政機関の自発的な行政行為取り消し処分は期待することはできないと考えるのであります。そうちりますと、私としては訴願前置主義について、これをどこまで適用するかということにおいて、国会におかれましては深甚の考慮をわざわいたいのであります。

なお、こちらのお二人の公述人の方はずれも東京の方でございまして、

私だけがいなかでござりますので申上げておきますが、千葉県における行政訴訟の実際の面を見ますと、千葉県の行政当局の態度はきわめて公正でありますことを、皆様方に御報告できますことは、私の深い喜びでございます。私が一昨年の十二月に千葉に着任いたしましてから、過去一年間におきまして、行政処分無効確認の訴訟で、千葉県知事を敗訴せしめたことが二回あります。ところがこの二回の敗訴判決に対しまして、千葉県知事は控訴の申し立てをなさず、そのまま千葉地方裁判所の千葉県知事敗訴の判決が確定しているのでありますし、私どもは行政訴訟をやつておりますと、普通の民事訴訟と違った点は、行政当局を代表されるところの訴訟代理人の態度が、きわめて公正なことであります。従つて、多少問題がおりましても、大所高所から考へて、行政庁の行政処分がどうかと思われる、つまり違法と解釈のできる事件においては、行政訴訟を提起するより前に上訴なしに確定を見ているのがあるのであります。私は十三年東京高等裁判所の判事として勤務しておつたのであります。その間にここにおいてになっております法務省訴訟局の方々に對しましても深い敬意を払つておつたのであります。かなり問題のある、あるいは最高裁判所の判例を仰いだ方がいいじゃないかという事案でも、事案から見まして行政庁の方の違法な行為であると思われる事案で、上告を見たのであります。かなり問題のある、訴訟の現場からこの機会に敬意を表しております。私はここに専門家の行政処分に対する御態度に対しまして、あつた事案も東京高等裁判所にあるのであります。私はここに専門家の行ふべき事案を表すのであります。

ス競争と、ということを申し上げました
が、これを最後に一言だけ説明いたま
す。訴願前置主義が廃止されれば、裁
判所に事件が殺到するだろうという人
がございます。しかしながら、現在交
通事故の損害賠償事件につきまして
は、裁判所は大きな門戸を開いておる
のでありますけれども、現在の訴訟手
続が煩瑣である。あるいは時間がかかる
ということから、皆様方御存じのい
わゆる示談屋といふものが交通事故の
解決に横行しておるのでありますし、
このようく裁判所の門戸を開いておる
事件でも、裁判所が国民の期待に沿う
救済を与えない場合には、国民が他の
方面に向かうということは、水の高き
より低きに流れるがごとく、これは私
は人間の本性であると考えるのであり
ます。従つて将来行政上の訴願——法
案は審査請求といっておりますが、行
政上の訴願と裁判所に対する訴えとが
して事件が殺到するという状態にはな
らないと予測いたします。もちろんそ
ういう裁判所が非常に国民の希望にこ
たえまして、裁判にした方が訴願をす
るよりもいいという事態になりました
ら、これは行政庁の方に御反省を願わ
なければならぬのでありますまして、私
はこの行政上の訴願手続がいわゆる非
公式手続、略式手続である限りにおき
まして、国民が裁判所に対する訴訟を
やるということは、まずまずまれであ
りましたが、アメリカにおきましても同
様の現象が現在起つておるのであり

まして、訴願前置を廃すれば、裁判所に對して事件が殺到するであろうとう御心配は御無用かと存じます。

○河本委員長 これより御出席中の参考人の御意見に対して質疑を進めます。

○**坪野委員** 今の猪俣参考人は非常にまとめて大体全部おっしゃったようですが、長野参考人も大体簡単に述べられたようですが、白石参考人は時間の関係で意見の開陳が十分でなかつたと思いますので、もう少し補充をしていただいて、その上で質問をしたいと思ひます。

思い出していただくために今まで
申し上げたことを簡単に申し上げます
と、原則的にはちょうどんを持つので
あります。が、批判的角度か申し上げ
るならば、第一点、この法案はいかに
もわかりにくい。わかりにくいといふ
意味は、一般国民が見て教科書的でわ
かりにくいといふだけではなくて、特
定の法律見解、学説から出発して書か
れておるため、反対の見解から見た
場合にわかりにくいという問題があ
る。第二に、それに関連しまして一定
の訴訟類型を特定の学説から規定しま
した結果として、それ以外の訴訟類型
は押えるといふような要素が何ほどか
出てきている。第三に、これと関連を
すると思いますが、幾らか上から下を

見おろしたような姿勢で、行政訴訟を規制しようというような記述になつてありますので、國民が下から見て自由と満達に行政訴訟を伸ばしていくことと面から見れば若干の欠陥があるんじゃないのか。第四に、この法案の基礎となつておりますところの行政権対司法権の関係におきまして、司法権の根本的な考え方につきまして、一まつの不安がある。というのは、それとなつておりますところの行政権と司法権の関係におきまして、司法権をなるべくもり立てていいこうといふよりも、何らか戒めて、押えていくういう思想の影があるということを申し上げたのでございます。それに関連しまして、具体的例として、これは不作為を命ずる訴訟、義務づけ訴訟というようなものを抑えるという意味合いを持つておるといふことを申し上げたのであります。

求が許されないのだということは、明らかにありますから、その上告事件が当然最高裁に来ておるのであります。従いまして、もしそれと同じ見解であるならば、簡単に上告をほねるに過ぎましては、これははなはだ注意深く判例集を見ていただければわかると思うのでありますけれども、そういう問題をして回避したかのことく、慎重に、ほかの理由で判断している、これはよほど慎重に見ていただかなければ、わからないことだと思います。私の記憶ではそういうことになつてていると思います。

それから、今申し上げましたような批判的角度から申しましての第二点といたしまして、これは無効確認訴訟の問題であります。これは猪俣さんからも発言がありまして、私も賛成であります、これは現在の法律関係でいける限りは現在の法律関係でいけ、そういうもので目的を達しない限り無効確認訴訟を認める、こういうしょり方になつておると思うのであります。その例としてこれをよくあげておるのでありますけれども、課税処分が無効である、それでその結果といたしまして、いつ差し押さえをするかわからぬ、財産を差し押さえられるかわからぬ、こういう場合に、現在の法律関係で引き直しよろもないといふ、無効確認訴訟をするのだ、こういう例があがつておるのであります。もう一つあがつておる例は、営業の不許可処分が明らかに違法である、それでその不許可処

分、それにもがかわらず行政庁が、不許可処分が適法とがんばって、事後の行政措置を講じようとする、あるいはそれを前提として刑罰が科せられるような形勢にある、そういう場合に、やはり不許可処分の無効確認を得ていなければ救済は得られないのです。こうなことがあります。けれども私は、これは審判がおよそ重大明白な瑕疵があつて、無効であるということになりますならば、その次の処分をやつしていくなければならぬこと、これは当然であります。これは国民のどなたに聞いてもそうであろうと思ふので、これは明白な論理であります。もちろん当然無効でありますから、その簡単な言えるものじゃありません。それに思つては十分慎重でなければならないと存じ上げますけれども、いやしくも無効であります限り、次の段階の処分をやつしていくことは、これは当然であります。ですから、そういう関係で、現在の法律関係で引き直すということであれば、これは決して不可能ではないのであります。ただ、そういう不作為を命ずるような訴訟ができないという考え方を前提にいたしておりますから、そういうことになるのであります。そして、もしもその前提をはずせば、

およそ不可能なことはないと思うのであります。これは旧憲法時代におきましては、たとえば行政処分が無効であるということを前提として、その結果できただのであります。私法上の法律関係でなければ、という制限がありますから、これが無効であるということは裁判所の判断ができるのであります。私法上の法律関係でなくとも、たとえばその結果出てくるのが、所有権の帰属というようなことならば裁判所はできたのでありますけれども、現在の権利関係に引き直す場合は、法律関係が公法関係であるところとで、できなかつたわけであります。それが新憲法のもとでははずれたところとありますから、それが不可能だということは独断であろうと私は思います。ただ、先ほど申し上げましたように、そういう行政庁に作為、不作為を命ずるというようなことは、いつでもやれるというよくなわけではありませんといふことは、やはり考慮に入れなければならぬと思いますけれども、いやしくも重大明白な無効である限り、その次の処分をやってないというところ、これももうだれが見ても当然の論理で、そういうものを裁判所が宣言してはいけない、これが司法権に反するんだと言わればしても、これはやはり国民にはそら納得のできることはない。これはきわめて素朴な疑問で、これに対して十分な答弁ができるかどうか、こう思うのであります。

それから、営業不許可処分についても同様なことが言えます。それが無効であるという場合に、そういう不許可にすることは明らかに無効である。従いまして、不許可処分は違法である。

そういうようではありますならば、それは当然許可しないことは憲法違反で、無効であるというならば当然、これは許可すべき義務があるということは判断として言えるわけであります。それをなぜ言えないのか。それを言えないという考え方を前提といたしますから、この場合に、不許可処分の無効確認を言わなければ救済の道がない、こういふことになるのであります。でありますから、私どもの考え方からいえば、それは現在の法律関係に直すことは、およそ不可能であるということはないのであります。従いまして、この条文をそういう考え方で読みますと、すべての場合現在確認することは可能じやないか、こうも言えるのであります。それから、見方を変えまして、現在の権利関係に關する訴訟では目的を達しない場合と、こういうしばり方になつておるのでですが、これも私の見方からいえば、わけがわからないといふことになると思います。と申しますのは、例をあげて申しますと、農地買収処分が無効であるといふうに、かりに無効を前提として所有権が確認されたりします。現在の権利関係において、所有権を確認したといたします。その結果、原告が勝つて、原告の所有であるといふことが確認されます。しかしその判決が、既判力としてもあることは拘束力としても、再び同じ処分、再び農地として買収していけないと行政処分をすることは妨げられないといふことがあります。だから、理屈の上では、また違ることができます。だから、理屈の上では、ありますすれば、すべてそういう無効

確認で行かなければ目的を達しないということ、こういったことを言えるのであります。それは無効確認をとらえる訴訟といふものと、それからまた、私どもの見解からくるといふことはあまり根拠がないのじゃないか、こう思うのであります。それは問題の意味ということを、ここでもう少し理解していただきたいために、少し振り返つてみたいと思うのでありますけれども、私ども初め、行政事件を扱い始めましたときに、これはおそらく無効確認訴訟なるものは、この法案でいうところのいわゆる当事者訴訟として扱うべしの考え方ではなかったかと推測されるのであります。ところが、案に相違して、無効確認訴訟がどんどん出る。そしてその性格はどうもやはり当事者訴訟として見ておつてはおかしいのだということで、それはやはり抗告訴訟、取消し訴訟に準するんだという考え方が出てきたと思うのであります。そういう形で、一面においては、現在の権利関係の訴訟でいくのが本質だという考え方によつて存在を脅やかされながらも、根強くやはり存在理由を主張して今日まで来たというような状況であります。

るのであります。取消訴訟と無効確認訴訟との関係は、あたかもそれに準ずるんではないか。再審の訴えにおける再審事由を、今かりに重大明白な瑕疵があつたときは再審を請求することができる、こうかりに書きかえてみたらどういうことになるか、それがつまり訴期圏が切れて、一応公定力といふことを再審に求める、うなものが確定した後におきまして重大明白な瑕疵があるということで、もう一度違法かどうかを再審に求める、こういった性格の訴訟ではないかと思うのであります。そういう例外的な救済として発達してきたのではないかと私は推測する。これはむろん反対の見解がありますが、推測するのであります。ところが、これはこの法案では明白にそれとは違った角度から規制していくこうということです。私どもの考え方から見れば、それはわざりにくいということはさつき申し上げた通りであります。

出てきておるのであります。そういうふうに出されるを得ない理由があつたといたとと、これは裁判例が比較的無効確認訴訟をゆるやかに認めてきたという理由はそれも一つであります。いま一回は、無効を前提として現在の権利関係を民訴でやっていくという場合に、その前提となる処分の無効の主張は、これは非常に制限しなければならぬということであります。けれども、そうではなくして無効確認訴訟という抗告訴訟に準ずる訴訟で行政庁を被告として、従つてそこでは行政庁の意見も十分反映できるような訴訟、そういう中で無効を主張させるということは、これは日本のような国情ではある程度ゆるやかに考えていいということではないかと思うのであります。そこで無効確認訴訟を許すことによって、無効確認訴訟をむやみに許せば法律関係が安定しなくて困るということになりますけれども、もしそういうことが困ると、いうことであれば、無効確認訴訟に私は事情判決の規定は適用があると思うのであります。そういう場合には処分を無効とすることが、明らかに公其の複祉に適合しない場合には、事情判決で棄却すればいいのでありますから、それだけの手当をした上で行政庁の意見も十分参考し得る特別の手続で、無効を主張するということになりますれば、これはそうしほる必要はないと思ふ新憲法下現在までの一審、二審、三審

とも通じて大づかみにした事件数は、お配りいたいた資料から見ても、さつと二万件あります。これは新憲法以来各審級のものを合わせて二万です。ところが私立イツに行って、あまり十分な調査ではありますんが、ちょっとした調査でも、たとえは東京の人口に匹敵しておるバイエルン、これ一州でも、一審の受理件数が六万くらいあります。それは一つのラントでそうです、全国では大体約三十万件というものがあります。わが国ではこういうような段階にあるのでありますから、およそ乱訴ということは行政訴訟の場合に問題にならないと思うのであります。従つて、もし乱訴といふようなことから何かしばらなければならぬということであれば、それはやはりいろいろ考えなければならぬのではないか、こう思つてあります。それからもう一つついでに国民の側から見ると、今無効訴訟を遂行する面からいって多少難点があるのではないかと申し上げたのであります。次に、行政訴訟の提起について被告を何人にするかといふ問題があるのであります。これは処分庁主義、訴願の裁決を経由した場合でも前の処分庁を被告とし、こういうことになつております。これにつきましても今までの従来の裁判では、いずれかといふと原処分庁でも上級裁決庭でもいずれでもいいといふことになつておつたと思うのであります。それは処分といふものは必ずしも原処分だけで最終的に形成されるものではないのであります。訴願の裁決が加わつて、それがプラスされて最後に行政処分が形成される。そういう意味では上級行政庁も処分に関与した行

が今、根拠であります。それよりも何と言いましても国民の気持から見れば上級行政庁にまで持つて、いって争つた、最終的な責任者までいって争つて、訴訟になつたならば、その親方の方を相手にしたいというのが、やはり国民の気持ちじゃないか。それはある意味で、国民の気持にも合致すると思われるのに、なぜここで処分庁に切りかえられなければならなかつたか、この合理的な理由がどこにあるかということを私は疑問にしておるところであります。

最後に内閣総理大臣の異議、これは猪俣参考人が言わされましたので、大体私も全面的に賛成で、あまりつけ加えて申し上げることには至りません。されども、私、この意味のこの規定の理論的効用ということは、これは実はわからないわけではございません。行政権対司法権の対立の中で、この処分だけは総理大臣が責任を持つてどうしても、努力をとめてもらわなかつたら、どうなるかわからないから、これは一つおれの政治的責任でやらせてくれといふ場合に、政治的責任を負わぬ裁判所が引き下がらなければならぬということは、そういう場面があることは私は理解できないわけではないのです。

また、先ほど長野参考人が言われましたように、行政処分の性質のものだということは、これも認めていいと思うのですが、あります。けれども、まず行政処分だから行政庁がチェックしていいというところを言いますならば、これは仮処分はいかがでしょうか。仮処分も本来的には行政処分でありますから、これを行政庁がチェックしていいというところになれば、これは直ちに憲法違反の

問題にかかってくると思ふのであります。つまりある本来の司法作用を保護するためにある範囲の付属作用は、実質的な司法作用の中に含まれなければならぬ、こういう考えが出ておるわざであります。同様のことと申しませば、裁判所の管轄として認められた救済制度であります。この権利救済というのが形式的にのみならず実質的に保護されなければならぬ。実質的に保護されておるということでありますれば、付隨的にこの処分をとめておかなければ行政救済が全うされないのでいろいろ裁判所の認定で執行停止をするといふのを、行政庁でしてチエックするということ、これはやはり違憲の問題が何ほどか介在しておるのぢやないか。最近における若い学者の見解の中にも、そういうものが見られると思うのであります。今直ちにこれは違憲だといふらうに言い切る自信がありませんが、少なくとも妥当ではないと思うのであります。それからその行政権対司法権の大好きな場面で政治的責任を負わないうちに申し上げましたけれども、実際問題として、はたしてそういうことがあっては困るのでありますと申しますのは、振り返つてみますと、これほどどうぞいうことからこういう規定ができるたかと申しますと、これは占領軍がいました時代の、御承知の通り平野事件を契機として出てきたわけであります。その当時は行政権と申しますか、実は行政権の背後にいましたところの占領軍がいました時代の、御承知の通り平野事件を契機として出てきたわけであります。そ

執行したという時代であります。そういう時代には何と言つても裁判所の存在がじやまになるのであります。そういうところで、初めてそういう背景でこの規定ができたということはよくおられます。ところが、今そういうことはなくなりました。民衆の状態に立ち返りまして、民主主義はルールに乗るということであります。されば、そういう懸念が再び起つては実は困るのであります。でありますから、そういうものが起つたからといふことは、これは一応もつともらしい理屈には聞こえるのですけれども、かえつて乱用の危険こそあれ、實際は必要ではない、あつては困るのだ、こういう感じがするのであります。実際に過去における旧法のもとでの運用を見ておりましても、私どもどちらかといふと、やはり乱用ぎみじやなかつたか。と申しますのは、それを発動していくも問題があつた。というのが、内閣総理大臣が異議は述べることができるといろいろなことがあるのでございまます。が、實際は、内閣総理大臣の下僚が異議を述べること、こういふうなセンスで理解されておりましたし、また、そういうセンスで運用されておつたと思うのであります。裁判所もまた行き過ぎといふ面があつたことは否定できないと思うのであります。けれども、問題は、裁判所の乱用がおそろしいのか、行政府の乱用がおそろしいのか、裁判所は、やはり、何といつても、おそろしいのはどちらかと言えば、裁判所は、一

限界が狭いので申しわけないのであらうとおもいますけれども、どこまでも国民の権利と公共の福祉以外のほかのことは考へない、全く理性に従つて行動する善い職員。そういう者の判断に乱用という点を感じるのか、それ以外の行政手段側に乱用を感ずるのか、こういう問題があろうと思うのであります。(まことに) 論は抜きにいたしましても、何といつても、先ほど申し上げました行政権の司法権に対する不信、非常にこれを現わさざるのではないかと思うので、行政権が司法権を何とか戒めようという思想があるはここにあるのではないかと申します。そういう思想があるはここにあるのではないかと申します。そこで、行政のメンタリティーといふものがどうであればこそ、この規定権を根強く残さなければならぬとして考え方方が出てきたのであります。ということは、それだけやはり、そういうメンタリティーが望まれる限り、利用の危険がそこにあると、私は非常にまゆづばを感じるのであります。(まことに) かい議論は抜きにしても、一体、司法裁判所に、総理大臣が一般的に裁判所の処分に対して異議を述べると、いかに議論ができるといいいものか。おそらくこれほど広く認められた例はほかの立法例にはないのであります。アメリカあたりでは、大統領に對してインジケーションができないといふことはないと思う。これほど広く認められるのはまずあまりないのでありますけれども、大統領の下僚に対してもインジケーションができないといふことはない。この法律の翻訳が出来れば、これはおかれますけれども、大統領の下僚に對してもインジケーションができないといふことはない。そういう意味合いで、諸外国に對しては、この法律の翻訳が出来れば、これはおかれますけれども、大統領の下僚に對してもインジケーションができないといふことはない。

ないかというような感しすらするのであります。従いまして、ほかの点はともかくもかくいたしまして、この総理大臣といふことについて、やはり私は最も問題があるうかと思ひます。

○坪野委員 三参考人から非常に有益な御意見を披露していただきて、特に非常に専門的な点にわたる御意見があつて、われわれも必ずしも十分に理解のできない点もあるわけあります。が、時間の関係もございますから、要点だけ伺つてみたいと思うわけであります。

三参考人ともに、現行法よりも本法案の方が前進をしておる。特に、白石さんは、数等前進しておると言われる。私は、現行法と本法との比較において、なるほど規定が整備されておる。また、解釈の疑義が解明されたなど、いう点において改正されておる点、特に先ほどの猪俣参考人が指摘されたような点について改正がなされておるということは認めるわけでございますが、しかし、実質的には、国民の権利救済という立場でもう手をあげて賛成をする改正といえ、専属管轄の規定が廃止されて通常の管轄の規定になつた、この一点だけじゃないか。その他この点の改正部分は、必ずしも明文規定をもつてしまつても、現在の解釈、特に最高裁判所、下級裁判所の判例等において大体認められておる判例解釈があるのであって、それが立法として明確化されたにすぎないのではないか。必ずしも明文規定がなくても、大体そういう解釈で裁判が行なわれてきたのではないかと考えるわけであります。今猪俣さんが指摘された改正点のうちで、

服申し立ての制度が認められておるのあります。それではありますから、一審でかりに間違つて執行されても、抗告手段で十分裁判所を反省させる機会もあるし、それがまた裁判所にとつても望ましいと思うのであります。かれこれ総合いたしまして、これはそういう意味では、規定自体では後退今まで言うのは行き過ぎではないか、こういう感じはしております。

○坪野委員 そうしますと、もう少しお尋ねしますが、第二項の、「前項の異議には、理由を附さなければならぬ」という規定がございますが、これは効力規定でありますようか、單なる訓示規定でありますようか。すなわち、理由を付さなければ異議の効力が生じないと理解すべきか、理由をつけても異議を出せばそれでいいんだと理解していいのか、その点お尋ねいたします。理論に強いだらうと思われる白石さんにお尋ねいたします。

○白石参考人 私は実は実務家であります。理論ははなはだ弱いのであります。これはやはり、理由を示して申し立てなければ今度の規定では無効だ。こういうふうに考えております。

○坪野委員 現行法では、理由を明示しなければならない、こうなつておるわけです。ところが、この法案では、「理由を附さなければならない」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こういう逐条解釈を法務当局も解釈しておられるのですが、私もそらだらうと思うのですが、

申しますと、もう少し異議には、理由を附さなければならぬ」という規定がござりますが、これは最高裁の御判断によることでありますから、私からは何とも申し上げられないのです。私ども限りで言えば、三項だけを取り出すのではなくて、二項と三項と相待つて、裁判所を納得せしめるに足りない。裁判所から見て、全く抽象的な理由で何のことかわからぬということでお尋ねをしたことがあります。私は実は実務家であります。理論ははなはだ弱いのであります。これはやはり、理由を示して申し立てなければ今度の規定では無効だ。こうなつておるわけです。ところが、この法案では、「理由を附さなければならない」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こういう逐条解釈を法務当局も解釈しておられるのですが、私もそらだらうと思うのですが、

○坪野委員 そうしますと、もう少し異議には、理由を附さなければならぬ」という規定がござりますが、これは最高裁の御判断によることでありますから、私からは何とも申し上げられないのです。私ども限りで言えば、三項だけを取り出すのではなくて、二項と三項と相待つて、裁判所を納得せしめるに足りない。裁判所から見て、全く抽象的な理由で何のことかわからぬということでお尋ねをしたことがあります。私は実は実務家であります。理論ははなはだ弱いのであります。これはやはり、理由を示して申し立てなければ今度の規定では無効だ。こうなつておるわけです。ところが、この法案では、「理由を附さなければならない」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こうなつておる

○白石参考人 あなたの方の見解でいいんで

○白石参考人 私個人としてはそろ解釈しているということでございます。が、今の白石さんの御見解ですと、三級審の場合は、もちろん現行法ですか、理由の明示を欠けば異議の効力がないという下級審の判例がございますが、現行法の判例から判断して効力規定であるという解釈が最高裁判所までお尋ねしますが、第二項の、「前項の異議には、理由を附さなければならぬ」という規定がござりますが、これは効力規定でありますようか、單なる訓示規定でありますようか。すなわち、理由を付さなければ異議の効力が生じないと理解すべきか、理由をつけても異議を出せばそれでいいんだと理解していいのか、その点お尋ねいたします。理論に強いだらうと思われる白石さんにお尋ねいたします。

○白石参考人 私は最高裁の御判断によることでありますから、私からは何とも申し上げられないのです。私ども限りで言えば、三項だけを取り出すのではなくて、二項と三項と相待つて、裁判所を納得せしめるに足りない。裁判所から見て、全く抽象的な理由で何のことかわからぬということでお尋ねをしたことがあります。私は実は実務家であります。理論ははなはだ弱いのであります。これはやはり、理由を示して申し立てなければ今度の規定では無効だ。こうなつておるわけです。ところが、この法案では、「理由を附さなければならない」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こうなつておる

○坪野委員 そういたしますと、この逐条説明にある見解は誤りで、今白石さんのおつしやつたように、二項、三項が一体となつて具体的な事情を示さなければならぬ」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こうなつておる

○白石参考人 どちらの見解が誤りであると思います。

○坪野委員 そういたしますと、この逐条説明にある見解は誤りで、今白石さんのおつしやつたように、二項、三項が一体となつて具体的な事情を示さなければならぬ」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こうなつておる

○白石参考人 私個人としてはそろ解釈しているということでございます。が、今の白石さんの御見解ですと、三級審の場合は、もちろん現行法ですか、理由の明示を欠けば異議の効力がないという下級審の判例がございますが、現行法の判例から判断して効力規定であるという解釈が最高裁判所までお尋ねしますが、第二項の、「前項の異議には、理由を附さなければならぬ」という規定がござりますが、これは効力規定でありますようか、單なる訓示規定でありますようか。すなわち、理由を付さなければ異議の効力が生じないと理解すべきか、理由をつけても異議を出せばそれでいいんだと理解していいのか、その点お尋ねいたします。理論に強いだらうと思われる白石さんにお尋ねいたします。

○白石参考人 私は最高裁の御判断によることでありますから、私からは何とも申し上げられないのです。私ども限りで言えば、三項だけを取り出すのではなくて、二項と三項と相待つて、裁判所を納得せしめるに足りない。裁判所から見て、全く抽象的な理由で何のことかわからぬということでお尋ねをしたことがあります。私は実は実務家であります。理論ははなはだ弱いのであります。これはやはり、理由を示して申し立てなければ今度の規定では無効だ。こうなつておるわけです。ところが、この法案では、「理由を附さなければならない」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こうなつておる

○白石参考人 私個人としてはそろ解釈しているということでございます。が、今の白石さんの御見解ですと、三級審の場合は、もちろん現行法ですか、理由の明示を欠けば異議の効力がないという下級審の判例がございますが、現行法の判例から判断して効力規定であるという解釈が最高裁判所までお尋ねしますが、第二項の、「前項の異議には、理由を附さなければならぬ」という規定がござりますが、これは効力規定でありますようか、單なる訓示規定でありますようか。すなわち、理由を付さなければ異議の効力が生じないと理解すべきか、理由をつけても異議を出せばそれでいいんだと理解していいのか、その点お尋ねいたします。理論に強いだらうと思われる白石さんにお尋ねいたします。

○白石参考人 私は最高裁の御判断によることでありますから、私からは何とも申し上げられないのです。私ども限りで言えば、三項だけを取り出すのではなくて、二項と三項と相待つて、裁判所を納得せしめるに足りない。裁判所から見て、全く抽象的な理由で何のことかわからぬということでお尋ねをしたことがあります。私は実は実務家であります。理論ははなはだ弱いのであります。これはやはり、理由を示して申し立てなければ今度の規定では無効だ。こうなつておるわけです。ところが、この法案では、「理由を附さなければならない」となつておる。これは効力規定だといふことはあるわけです。ところが、第三項の、「公共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのある事情を示すものとする」。この規定は单なる訓示規定だ、こうなつておる

であります。そういう意味で、処分が三ヶ月と六ヶ月の間にそれほど実質的に区別する理由はないと思うわけでありまして、そういう意味で現行の六ヶ月が妥当ではないかと私は考えるわけではあります。この点について、どういう理由で三ヶ月が妥当だというようになりますか。お二人のどちらからでもけつこうですか……。

○白石参考人 おっしゃることはまことによくわかると思うのであります。先ほど私もちょっと触れましたように、これは外国と日本ではやはり若干事情が違うのであります。何しろ年間通じて三十万件の出訴があるというのと、新憲法以来たった二万件というのとでは、同じようにはできないと思ひます。従いまして、私は、そういう意味から三ヶ月という点については一抹の疑問は確かにあると思います。従いまして、もしもこの規定だけを取り出してそれだけにピントを合わせて申し上げるなら、それは後退だと言えないことはもちろんないと思います。けれども、立法といふものは、これは私が申し上げるのは非常に言い過ぎかと思ひますが、諸要素の比較考量、妥協の問題だと思います。こういうふうに三ヶ月にきめるについては、立案当局でもいろいろ考えられたわけであります。それから、一方では、その手当をして、無効確認の訴訟を正面から認める、こういう手当もし

ておるのであります。そういたしまして、かれこれ縦合いたしまして、現在では十年たつたのですから、立案当局が三ヶ月と六ヶ月の間にそれほど実質的に立案の直接の責任者ではない政策決定の直接の責任者ではない私どもといたしまして、総合的に言って、これがどうしてもいけないのだ、この点でケチをつけて葬らなければならぬというふうな判断は遠慮したいと思うのであります。

○坪野委員 大体終わつたわけですがれども、私も、この法案に全部反対をしてケチをつけよう、葬り去ろうといふことでなしに、この法案のうちの、憲法の精神から言つて国民の権利救済に欠くるところがあるのであります。従いまして、私は、いかなる修正をすればよいかと、また別の機会に別の方からお尋ねをしたいと思います。

一応これまで私の質問を終ります。

○河本委員長 松井誠君。

○松井(誠)委員 二点ばかりお尋ねをいたしたいと思いますが、先ほど白石参考人は訴願前置の問題についてお述べにならなかつたと思ひます。従いまして、私は、その点についてお尋ねをいたしたいと思います。

実は、けさ三人の大学の先生を参考人にお呼びしましていろいろお聞きしたわけですが、三人とも、訴願前置を廢止したことに反対だと思います。その理由は、行政上の能率の問題、現在の裁判官に専門的な知識がないんだとい

う、それから、現状は司法裁判所の負担が非常に重くなるのだ、そういうことで、訴願前置といふものを廃止することと、そこで裁判官でもある白石参考人にお尋ねいたいのであります。が、今度国会に出て参つております行

政不服審査法案とのかね合いでお考えになりまして、訴願前置主義を廃止することが——これは行政の能率といふ問題もわかりますけれども、それと形式的にはやはり背馳する、矛盾をすることがあります。御意見を伺いたいと思います。

○白石参考人 訴願制度のメリットの評価に基づきまして、訴願前置を廃止することは賛成であるということを猪俣さんから言わされました。この点は結論を言えば、私ももちろん全面的に賛成でございます。こまかいことをつけ加える必要はないと思うのであります。が、ただ一つ、一番根本的には、日本における行政権対司法権の問題といった行政事件裁判例集として毎月発行しております。第三には過去十年間の行政訴訟のいろいろな判例をまとめて解説をいたしました行政訴訟十年史といふのを発行しております。この行政局の行政事件裁判例集として毎月発行しております。第二には一年間にまとめて大したものであります。まず全国の行政事件の判決のうち、目ぼしいものを選り抜いて、それをまとめます。第三には過去十年間の行政訴訟のいろいろな判例をまとめて解説をいたしました行政訴訟十年史といふのを発行しております。この行政局の行政訴訟年鑑といふものを発行しております。

（略）

○猪俣参考人 ただいま御質問になります。ところが、我が國の英法の学者はその点を多少見落としたような感じがするのではないか。なるほどエクスショーン・オブ・アドミニストラティブ・レメディ、これはそれなりの理由があると想ひます。されど、その前提として行政過程の段階が準司法化されなければならぬ、こういうことが前提であろうと思うのであります。従いまして、我が国のような、むしろどちらかといふと司法権を拡充しない根本的に疑問ではないかと思うのですが、たゞ一つ、一番根本的には、日本における行政権対司法権の問題といつておると、それは行政裁判所の権限を経て裁判所に提出するものであります。それと並んで、行政裁判所は、行政訴訟の審理と裁判所の権限とが混在する状況であります。そこで現在行政訴訟がますます後退した姿勢においていいと想ひます。そういう意味で直接出訴であります。そういう意味で直接出訴できるとうつても望ましいと思うのですが何といつても、これで十分手続が整備されたわけではありません。けれども、問題は——これは言葉がいかどうかわかりませんが、そのメントリティといふものは、一朝一夕に改善するといふのはありません。それが長時間かけてかかるのであります。そういう意味では、アメリカあたりでは行政救済を尽くしてから訴願を経て改善されまであります。そういう意味では、アメリカの思想では、司法権といふものは行政権に対して幾らか後退型だということは言えると思うのであります。しかし年をとつておりまして、昭和五年から行政訴訟補助金制度を設け、少しつやつてあります。実は私は白石君よりも年をとつております。それから毎年一回各高等裁判所管内でブロック合同という行政事件の裁判官会合をやつております。いすれも二日ずつやつております。それから毎年一回各高等裁判官の合同をやつております。初めから行政訴訟に接しました若い裁判官の行政訴訟における関心といふのは驚くべきものがございました。私は今裁判長をしておりますが、両陪席はいずれも終戦後の裁判官であります。

ゆえに、私どもよりも一そら興味を持つて初めから行政訴訟を勉強しておるのでございます。そうしてそれを行うのでございます。そうしてそれを行うところのこれだけのサービスがありますから、理論の上で学者諸君が勉強をしておられるよりも、実務で鍛えられておられます。最高裁判所のサービスについては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。最高裁判所からもらはる資料をしましては、最高裁判所の事務当局から資料をおとり下さいましたら驚かれます。

○松井(誠)委員 私も実は確信がないのでありますけれども、やはり今のお二人のように考えるのがほんとうではないかと思う。それで猪俣参考人が先ほど白石、猪俣両参考人からのお話をどのように思つております。そして配つていただきましたこの内閣総理大臣の異議陳述に関する資料を拝見いたしましたと、行政協定関係の特別措置法に基づくものが五件占めております。そして今度の場合は、国会に報告しなければならぬといわれておりますから、国会では秘密なりなんなりで説明されるでしょうかし、こういふもの認められでしょうし、こういふもの認められでしょうし、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。そういう場合にお尋ねをいたしましたのであります。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、やはり現在のよろしい制度をもう少ししくはかり、現状のよろしい制度をもう少しこれが強いのだ、かように考えており

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけです。裁判官が間違つた停止をやると考えません。しかし間違つてやらないとも保証ができない。こういう場合の敷済は、

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるという国家秘密といふやうなものがあるのじゃないですかと考るわけですが、やはりこの異議権は存続してしかるべきであるとお考へになるかどうか、お伺いたいと思います。

○長野参考人 私は、この総理大臣の異議権は述べるんだ、こういふふうにおしゃるのあります。下僚といふのを下僚といふのを述べるんだ、こういふふうにおしゃるのあります。下僚といふのを下僚といふのを述べるんだ、こういふふうにおしゃるのあります。下僚といふのを下僚といふのを述べるんだ、こういふふうにおしゃるのあります。下僚といふのを下僚といふのを述べるんだ、こういふふうにおしゃるのあります。下僚といふのを下僚といふのを述べるんだ、こういふふうにおしゃるのあります。下僚といふのを下僚といふのを述べるんだ、こういふふうにおしゃるのあります。

そこで、その点はそれといたしますて、あと一点だけ、総理大臣の異議権について、実は長野参考人によつてお尋ねをいたしましたのであります。裁判官は裁判所にも秘密であるといふやうのものは今ないわけでありますし、あるいはよく政

府は、今外交は折衝中だから秘密だとありますけれども、しかし話がきまつてしまえば、秘密だといつて国民対

いか、こういう問題もあるので、これは將來の立法の御参考までに申し上げるのですが、そういう点もいろいろ考えなければいかぬと思います。

○猪俣参考人 鈴木先生から白石参考人というお名さしですが、私もその問題を実は研究しておりますから、一言御審議の御参考に意見を述べさせていただきたいのです。

実は御存じのようにドイツにはシェッフェンゲリヒトという長い伝統がございまして、參審裁判、いろいろから裁判官をとりまして、それを専門の裁判官と一緒に裁判をさせるという長い伝統がございます。現にドイツの裁判所におきましての商事部なんかでも、商工会議所から推薦されました二人のしろうとの、二年間の任期は日本の現状においては非実際的であるとおもいても同じ考え方が現われているのであります。さて日本はどうでございましょうか。たゞい構成して商事事件の裁判に当たつては最高裁判所の調査官を高等裁判所に派遣いたしまして、高等裁判所に常勤させまして、裁判官を補佐させている現状でございます。従つて、将来非常な技術的な裁判を、裁判官が憲法の規定によって最終的な判断を要求される場合は、やはり東京高等裁判所に専属管轄にいたしまして、東京高等裁判所にそろうスタッフをたくさん置く。これまで、私も高裁におりますときには、新潟からきました家庭裁判所では参考員の制度があるということを仰せられましたので、参考員の制度が実は高裁におりますときには相当役立つてゐるだらうと思つたのであります。一昨年千葉に赴任しまして、いろいろ行政面にタッチすることになりましたと、調べてみると、参考員と一緒におなじみでありますと、参考員と同様の仕事がありますから、裁決所に呼び出したことが、千葉では家事審判では一度もない

そうですございます。そうして所長に、これは千葉では呼び出でていないけれども、これは呼ばにやいかぬぢゃないことを聞いたのだけれども、全国で最も参考員の制度といふのは有名無実、行なわれていないということを、現在の千葉地方裁判所長が私に言っておつたのであります。少なくとも千葉では行なわれおりません。従つて、日本は日本の今までの教養からいきまして、そういう行政事件の裁判官をしきりながら、いわゆる行政官から任命して裁判所を補佐させるという制度は、私は全然知らない。印紙も要らない。単に申立書を——コンセーユ・データは、スと日本の情報の交換をいたしましたところが、フランスの方では訴訟費用は必然とならない。印紙も要らない。单に申立書を——コンセーユ・データは、とも、一審の行政裁判所に出せば、もうそれから後は自動的に手続が進みます。裁判官はやつてないのであります。これは非常に技術的な裁判を裁判官がやつていているのであります。現に東京高等裁判所では、御存じのように海難部及び特許部があります。これは非常に技術的な裁判を裁判官がやつていているのであります。これは実際裁判官ではわからないのでありますから、これに対しましてはもう昔のことになります。そこで、非常に参考になることを承るとして、非常に参考になることを承るとして、非常に参考になることを承るとして、非常に参考になることを承るとして、非常に参考になることを承ります。

そこで法學論を習つたといつても、これが先生と言ふ、非常に耳ざわりであります。ただ昔のことになります。それで、非常に参考になることを承ることになつております。同時に耳ざわりであります。なぜなら、結局訴訟を避けるところから、結局訴訟を避けることになります。これは非常に重大な問題であります。私どもとしては、一つこの立法ができたならば、そちらに付いてまた考慮する何らかの対策を講じなければならぬと想はします。裁判所においても、そういうことなども、御存じのように二審でござりますけれども、一審の行政裁判所に出せば、もうそれから後は自動的に手続が進みます。裁判官は一審の行政裁判官であります。これは非常に重大的な問題であります。これが非常に重要なものを受けなければ、行政事件は金銭的な立場も伴うし、争いも相当あります。ことにたとえは当選無効訴訟をやりたいといつても、正義の観念があります。これがただでやつてもらえるといふならば、相當やろうといふ人が出るのであります。金をかけてまでやるとが許さないと思つても、自分のために金をかけたまでもやるという者はないのです。そこでこれがただでやつてもらえるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるとが許さないと思つても、自分のために金をかけたまでもやるという者はないのです。そこでこれがただでやつてもらえるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるとが許さないと思つても、自分のために金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。

それから私自身が担当して経験しておるのあります。たとえは接収中止の損害賠償を求める訴え。どちらも調達官吏であるといふように考えておられるのであります。ところでお役人は、できるだけ切符であります。それが金をかけてまでやるとが許さないと思つても、自分のために金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相当地もあらぬ立場であります。金をかけたまでもやるといふならば、相當地もあらぬ立場であります。

○猪俣参考人 ただいま鈴木委員から御質問になりまして、裁判所でも考えておるかという御質問でございますが、私どもも十分考えております。これは高等裁判所におつたときであります。しかし、これは今後立法の面において十分御考慮をいたさたいことであると私は考えております。しかし、これは今後立法の面において十分御考慮をいたさたいことであると私は考えております。そこで結局、訴訟を裁判所に持つてくれば正当に何千万金ももらえる官吏であるといふように考えておられるが、話合いでやるのでは二、三百万円で追つ払われそうである。それでも依頼人は、いや裁判はもうごめんです。十年かかりますから、どうか話合いでもつてできるだけ、二、三百

に、国民の行政機関に対する不服に対して審理を尽くさしてやるということは、現在の日本の政治をよくしていく私どもの手に残された一つの方法であると考えておりますがゆえに、そこはかなり私どもとしては寛容に訴訟救助を与えたいと思っております。まして国会におきましてもそういうような特別立法をおやりになるということござりますと、私どもとしては非常にけつこうなことである。私どものやつておることで、法律の明文から見まして多少疑問がある、たとえば選挙訴訟における当事者の被告の変更というような問題、たとえば市町村の選挙管理委員会に訴えを起こしたのを、選挙訴訟は最高の判決で、訴願裁決の取り消しを認めなければならぬという規定がございましたから、どうしても府県の選管に変更しなければ訴えは却下になってしまふ。それであの公職選挙法には、現在の特例法の六条ですか、被告変更の規定を適用するということは書いてないでありますけれども、私の方で、これは法の精神上準用されるべきものであるということで、県の選管に対する被告の変更を認めまして判決した、東京高等裁判所に勤めておりましたときに判決した実例がござります。少なくとも私の接する裁判官はそのような心がまえで事に当たっておりますから、その点はどうか鈴木委員におかれられました御安心願いたいと思います。

○鈴木(義)委員 いま一つだけ。今

裁判官の機構、人數、そういうことではたしてこの法律ができる後も間に合うといふようにお考えになつておるかどうか。これはどなたでもよろしいですが、白石参考人から一つ。

○白石参考人 この法律ができたことによってプラスの過剰。そのために裁判所は破産するのではないかということがありますと、私どもとしては非常にけつこうなことである。私どものやつておることで、法律の明文から見まして多少疑問がある、たとえば選挙訴訟における当事者の被告の変更といふ問題、たとえば市町村の選挙管理委員会に訴えを起こしたのを、選挙訴訟は最高の判決で、訴願裁決の取り消しを認めなければならぬという規定がございましたから、どうしても府県の選管に変更しなければ訴えは却下になってしまいます。それであの公職選挙法には、現方裁判所のことは非常に負担過剰であります。仮処分部のことは夜の八時ころまでやつておる例を私どもしばしば見ておるのであります。しかしながら、江戸川を渡りまして千葉に参りますと、東京に比べますとずっと負担が少ないのでありますと、この裁判官の負担のアンバランスの是正ということは、今最高裁判所の事務当局におきましても鋭意実態調査その他で調べておられるのでございますが、少なくとも現在私の勤務しております千葉の裁判所だけを抽出して述べますならば、この法律の施行によつてわれわれの負担が過剰になり、行政訴訟の処理がおくられるということは絶対ありません。

○河本委員長 これにて本日の参考人に関する議事は終了いたしました。札を申し上げます。

参考人各位には御多用のところ長時間にわたり貴重な御意見の開陳をいただき、委員会を代表してここに厚く御

とどし、本日はこれにて散会いたしました。
午後四時三十四分散会

会、理事会散会後委員会を開会するこ

昭和三十七年三月七日印刷

昭和三十七年三月八日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局